

予算決算常任委員会

平成30年3月14日（水）

午前10時00分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

昨日に引き続き、予算決算常任委員会を開会いたします。

本日は税務課、市民サービス課、福祉保健課を予定しておりますので、よろしく
お願いいたしたいと思っております。

それでは、税務課に係る議案第20号、議案第14号の説明を求めたいと思いま
す。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議
決についてのうち、税務課所管部分について、予算書等に基づき御説明いたします。

補正予算書3ページをごらんください。

1款市税、補正前の額21億6,988万6,000円に対して533万1,000
0円の増額補正を行い、予算現額を21億7,521万7,000円とするものであ
ります。

補正予算書10、11ページをごらんください。

今回の市税の補正については、平成29年12月末の各税の調定及び収入状況等
をもとに年度末の収入見込みを精査し、必要な所要の補正を行うものであります。
詳細は委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。

こちらの表は今回の市税の補正内容について取りまとめた表であります。左から
予算科目、補正予算額、年度末最終収入見込み額、当初予算額、補正の主な理由な
どを取りまとめております。

1款市税、1項市民税、1目個人、1節現年課税分は1,740万円の補正増、
同じく2目法人、1節現年課税分1,000万円の補正増であります。

次の2項固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては
6万9,000円の減額、4項1目市たばこ税については2,200万円の補正減
であります。

これら増減の相殺の結果、市税全体では533万1,000円の補正増となりま

した。

税目ごとの補正理由につきましては右の欄に記載のとおりの内容であります。特にたばこ税の補正減につきましては、近年IQOSなど加熱式たばこの普及により結果的にたばこ税の課税対象となる売上本数が減少したことが減少の主な要因であります。

次に、委員会資料2ページをごらんください。

今回の補正のため市税の年度末の収入見込みを精査するため参考にいたしました29年12月末の市税収納実績表であります。内容につきましては、記載のとおり各税目の12月末の調定額、収入済額などをあらわしております。こちらの表につきましては後ほど御参照をお願いいたします。

市税補正は以上であります。

次に、補正予算書16、17ページをごらんください。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、補正前の額1,000円に対して6,859万6,000円の補正増を行い、予算を6,859万7,000円にするものであります。これはふるさと応援寄附金、ふるさと納税に係る寄附金収入であります。

委員会資料のほう10ページをごらんください。

こちらの表は平成29年度のふるさと納税の月別の申込金額を前年度と比較した表であります。

ページ最下段の囲みの部分をごらんください。

29年12月末の申請金額のほうは8,534万6,111円であります。このうち12月末まで市に入金された寄附金は6,859万7,111円であります。ふるさと納税に係る寄附金につきましては、4月から12月末までの収入金額を3月定例議会において基金に積み立てを行うよう事務運用をとっております。それに合わせて寄附金の歳入予算額を12月末の収入済額とする補正増をするものであります。

一般会計補正予算についての説明は以上であります。

それでは、引き続き議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計当初予算のうち、税務課所管部分につきましては、予算書等に基づき御説明いたします。

当初予算書の14、15ページをごらんください。

一般会計、歳入、1款市税であります。内容は記載のとおりであります。詳細については委員会資料のほうで御説明させていただきます。

委員会資料3ページをごらんください。

こちらの表は税目ごとの当初予算額とその予算額のもととなった見込みの調定額、収納率について、平成30年度、平成29年度の当初予算ベースで比較した表であります。

最下段の計の欄をごらんください。

市税合計は平成30年度当初予算額21億2,289万3,000円と見込んでおります。前年度の当初予算に比較して4,699万3,000円減額の見込みとなりました。平成30年度当初予算につきましては、平成29年度の課税状況をもとに、ここ数年の経年変化や税目ごとの特殊要因による増減見込み等を加味し、積算をしております。

税目ごとの当初の内容については記載の表のとおりであります。増減の大きいものを抜粋して詳細説明させていただきます。

まず、1項市民税、1目個人、1節現年課税分をごらんください。前年度の当初予算に比較して821万7,000円の増額見込みであります。これは前年度29年度の見込みの段階では退職者人数が例年より多く見込まれておりましたが、本年度、平成30年度は平年並みの退職者数の見込みであることなどから、結果的に30年度は若干の増加見込みとなりました。

次に、2項1目固定資産税、1節現年課税分をごらんください。こちらのほうは前年度当初に比較して3,131万2,000円の減額見込みであります。これは30年度が3年に一度の固定資産の評価替えの年であります。今回の評価替えでは地価が下落になっており、減額の見込みとなりました。

次に、4項1目市たばこ税をごらんください。1,851万3,000円の減収見込みであります。これは先ほども申し上げましたが、IQOSなど加熱式たばこの普及などから今後も減少傾向になると見込んでおります。

次に、5項1目都市計画税、1節現年課税分は693万3,000円の減少見込みであります。この減少についても固定資産税と同じ要因で、評価替えにより減少見込みとなりました。

これら増減の相殺の結果、減額の税のほうが大きく、4,699万3,000円前年度に比べ当初予算は減額の見込みとなりました。

次に、予算書22、23ページをごらんください。

12款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務費総務手数料、説明欄の上から5番目にあります税務証明手数料99万6,000円、これは税務関連の各種証明の発行手数料であります。

次に、予算書 32、33 ページをごらんください。

14 款県支出金、3 項委託金、1 目総務費委託金、2 節徴税费委託金、個人県民税徴収取扱交付金 2,570 万 9,000 円、これは県民税の徴収事務経費に係る交付金であります。

次に、予算書 36、37 ページをごらんください。

16 款 1 項寄附金、1 目総務費寄附金 1,000 円、ふるさと応援寄附金の頭出しであります。

次に、予算書 38、39 ページをごらんください。

19 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 405 万円、市税の延滞金であります。

次に、予算書 40、41 ページをごらんください。

5 項 1 目雑入、1 節滞納処分費 19 万 6,000 円は滞納処分を行うとき必要とされる各種手数料などの費用に対する収入であります。

次に、2 節総務費雑入のうち税務課に係るものは、備考欄の上から 9 番目のコピー使用料 1,000 円、その下にあります納付書共同印刷負担金 134 万 7,000 円であります。こちらの負担金は納付書の印刷費用のうち国保特別会計、後期高齢者医療特別会計からの収入される応分の負担金であります。

次の 42、43 ページをごらんください。

備考欄上から 4 番目、三重地方税管理回収機構負担金返還金 153 万 5,000 円につきましては、回収機構の剰余金の返還金であります。

三重地方税管理回収機構は一定の規則、ルールに基づき、構成市町からの負担金で運営されている一部事務組合であります。平成 30 年度に機構の繰越金の一部について全市町に返還されることと機構で決定されました。それを受け、繰越還元額約 7,000 万円をこれまでの負担実績に基づく各市町の持ち分割合、本市の場合でありますと 2.19% で案分した額が返還されることとなりました。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。

予算書 64、65 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費のうち、ふるさと納税事業に係る歳出予算は 5,596 万 7,000 円であります。こちらの金額は前年度予算額と比較して 1,265 万 4,000 円の増額となりました。この増額の主な要因は、目標寄附金に対応するための返礼品費用などの増額や寄附金増大のための各種経費の増加により増額となりました。

詳細内訳について御説明させていただきます。旅費34万7,000円、こちらは市外でのPR活動のための一般旅費であります。東京等都市部での三重南部市町協働で行うPRイベント、活動への参加旅費を計上しております。

次に、需用費76万9,000円はふるさと納税PR記念品等に係る消耗品費であります。

次に、役務費407万6,000円、内訳は通信運搬費とふるさと納税指定代理納付手数料などであります。この中にふるさとチョイスのプラン変更による増額も含まれております。金額は記載のとおりの内容であります。

次に、業務委託料5,000万円、こちらは返礼品の調達等に係る委託料であります。返礼品の調達に係る費用については平成29年度までは報償費で予算計上、執行してはりましたが、内容等を精査した結果、委託料とすべきと判断し、本年度は委託料として予算計上をしたものであります。また、この費用の積算については前年度の報償費用と同様の形となっております。寄附金の50%で積算をしております。

なお、平成30年度の寄附目標はプロジェクトチームのほうで1億5,000万円と設定をしておりますが、30年度当初予算におきましてはこれまでの実績をもとに寄附金1億円を暫定的な目安目標といたしまして、まずは1億円の寄附に対応できるよう、その50%の5,000万円を計上しているものであります。

次に、使用料及び賃借料37万5,000円、ふるさと納税管理システムのサーバー使用料などあります。

次の負担金、補助及び交付金40万円は、ふるさと納税南部まるごと発信事業への負担金であります。

ふるさと納税事業については以上であります。

次に、予算書96、97ページをごらんください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費のうち、税務課に係る歳出は説明欄の賦課事務費の欄をごらんください。賦課事務費2,869万2,000円、これは市税の賦課に係る事務経費であります。

内訳は主なもののみ申し上げます。

需用費266万7,000円、納税通知書等の印刷製本費であります。

次の98、99ページをごらんください。

役務費229万7,000円、納税通知書等の郵送費用が主なものであります。

次の委託料1,105万5,000円、これは賦課業務関連で例年必要とされる業

務委託料で、記載のとおり現況地番図・家屋図異動修正等業務委託料など、六つの業務委託料であります。

次に、使用料及び賃借料206万円、この中で主なものは地方税電子申告審査システム等ASPサービス利用料182万8,000円、これはいわゆるeLTAx、電子申告等に係る利用料であります。

負担金、補助及び交付金60万6,000円については、記載のとおり関連団体への負担金等であります。

次の100、101ページをごらんください。

次に、償還金、利子及び割引料1,000万円につきましては、市税の過年度分還付及び還付加算金であります。

続きまして、2目賦課徴収費であります。説明欄、賦課徴収費臨時職員経費の下段、徴収事務経費をごらんください。こちらの経費611万1,000円は徴収業務に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。報酬2万円は、固定資産評価審査委員3人分の報酬であります。

旅費4万1,000円は、県外徴収に係る普通旅費であります。

需用費130万円につきましては、納付書、納付書封筒等に係る印刷製本費が主なものであります。

役務費239万5,000円は、督促状、催告状などの郵送経費であります。

使用料及び賃借料14万4,000円、納税相談員の使用車借上料であります。

負担金、補助及び交付金221万1,000円、次のページ102、103ページをごらんください。こちらの主なものは、三重地方税管理回収機構への負担金218万1,000円であります。

平成30年度一般会計当初予算のうち税務課の説明は以上であります。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。ただいま税務課長から議案第20号、議案第14号の説明がありました。これに対する質疑を行いたいと思います。御質疑がある方は御発言願います。

○小川委員　予算書の65ページのふるさと納税事業についてですけど、委託料5,000万と出ていますが、寄附金の50%ということで伺ったんですけど、返礼品が多分30%ぐらいで残りの20%というのは諸経費なんですか。

○吉沢税務課長　小川委員の御質問にお答えします。

その前に流れをちょっと整理させていただいてよろしいでしょうか。50%で調達費用を見ております。例示を挙げますと、寄附金1万円の返礼品に対して5,000円で返礼品を調達していただいております。事務的な流れのほうは寄附者の方から寄附をいただいて、それで返礼品はこれとこれという連絡をいただいて調達業者に連絡をします。それで、おおむね総務省の指導があって、原材料が3割程度の現品を調達して寄附者に送っていただくという業務です。

ですので、極端に言ったら3割が原材料費、その他は送料とか箱代とか一般事務経費みたいな形で捉えていただいたら、そういうことでもあります。

○小川委員 1億円を目安に50%の5,000万ということでしたけど、もし1億円に達しなかった場合は足らん分、達しない50%というのは戻ってくるんですか。それと、またこれが1億5,000万になった場合はそのまた追加で50%払うということなんですか。

○吉沢税務課長 内容的には報償費でしておったときと同じ内容であります。支払いのほうも実績に応じて、例えば返礼品100万円に対する寄附の返礼品を用意してもらって発送してもらいます。そして、業務完了後に寄附金の半額、50%の分を請求していただいて支払うという形、出来高みたいな形になりますので、もしも1億円に達しない場合で、それほど必要じゃない場合はいつもの同じような形で若干予算が残となる形になります。

それで、1億を超えるようなケースでありますと、返礼品に対応するため補正等で返礼品費用を、この委託費用を見るとか、これだけに限らず郵送料が恐らく上回ってきますので、補正のほうで対応するような形になると思います。歩合でいくということでもあります。

○三鬼（和）委員 1点、報償費から委託料になるということで、法的に観光物産協会へ委託するというので通用するんですか。そうなった場合、ほかからも委託の手を挙げたりとかということがあり得るのではないかなと思うんだけど、本年の取り組みと観光物産協会に委託させられるという根拠について説明してください。

○吉沢税務課長 従前まで報償費で支払っておった部分を本来市がすべきものということで整理してもらいました。それで、平成30年度につきましては実際観光物産協会に継続してお願いをする想定をしております。

というのもやはり返礼ということでもありますので、失礼があってはならんと。それで、送る際の個人情報管理、それから本市におきましては生ものが多いということで、その生ものをちゃんと送る際に、単純に言ったらささっと発注するだけや

なしに調整業務といいますか、きちっと何日に受け取ってくださいだと調整したりとか、あるいはその業務管理、安全管理等々を含めてある程度一定の団体、しっかりとした団体じゃないとこの業務はできないのではないかとということで、現在のところ観光物産協会が妥当な形でしかできないんじゃないかと執行部のほうでは判断しております。

ただ、これは今は実際例えば違う業者さんとかがやりたいという声も聞いておりませんので、もしもそういうのがあったらまた次年度以降そういう検討もしていく必要があるんじゃないかと考えておりますが、今現在のところ返礼を行えるのはというふうに捉えております。

以上です。

- 三鬼（和）委員 わかりました。実績があるので、今年度は観光物産協会ということですね。1点。観光物産協会へ委託するという。
- 吉沢税務課長 で想定をしております。
- 三鬼（和）委員 あと先ほど小川委員の質問にもあったんですけど、実績に基づいてこれまでの繰り入れの仕方を行うと言ったんですけど、税務課と商工観光とダブるようなところがあるんですけど、これまでだと協力隊員という観光物産として人件費が伴わないスタッフがおってやっておったわけなんですけど、そういった形でそういった担当がいるのか、内部の人間でできるんかはわかりませんが、そういった業務について繰り入れというのか、交付の仕方がそういった形で事務的なことも踏まえて滞りなく送ったりとか、大丈夫なんですか。ちょっと形態が変わるようになると思うんですけど、その辺も踏まえて今回は先ほどみたいな答弁をされたんですか。どうなんですか。
- 吉沢税務課長 実際の業務は地域おこし協力隊の職員が中心になって頑張っていて、それでここら辺が変則的なといいますか、人を派遣しておる部分と、それから補助事業の中で動いておるといって動いておった中を整理させていただいて、調達返礼品をする業務については本来市が何とかせなあかん話でありますので、これはちょっと整理をする段階で市長とも相談させていただいて、県内でも紀北町とかほかの市町も観光物産協会的なところをお願いして委託をしているというのが実情でありますので、委託として整理させてもらう際に観光物産協会の事務局長とも話をさせていただいて、この部分についてはほかの市町はこういう形でやっておると。ただ、それについては委託でありますので、市から人を宛てがうとか、そういう話はちょっとそぐわん話だもんで、自分からの責任でこういった業務をや

ってもらおうと。調達、調整と。

それから、1月で期間満了して、柴田はインドのほうへ行ったんですけど、十分マニュアルといただけますか、こういった形でという流れもつくって引き継ぎをしておると。それで、四十何品目の百何品目結構かなり数としては頑張っただけでふやしていただきましたので、この業務についてはできますかという投げかけとできますという話は内々と言ったらおかしいんですけど、折衝の調整の中で予算計上の前に相談はさせていただいて了解は得ております。それで大丈夫だと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○上岡委員 先日プロジェクトのほうでは1億5,000万を目指すというふうに言われていて、民間では1億5,000万近い金額を予算に上げないと認識としては違ってくると思うんですけど、これはもうプロジェクトのほうでは1億5,000万は、あれは仮でしょうか。その辺をちょっと聞きたいんですけど。

○吉沢税務課長 上岡委員のおっしゃることも十分理解できます。ただ、これは言ったら事務運用の話の部分もありまして、寄附という話があります。寄附というのはあくまでも任意性のある話で、例えば本市の歳入予算の入のほうについても例年頭出しの1,000円で、途中で追加して歳入予算を上げるというような形の事務運用をとっております。

ほかの市町では歳入予算自体も目標金額みたいな形で計上したりするところもあるんですけど、ここは事務運用で、本市におきましては寄附については任意性とか確定がしにくいということでそういう取り扱いになっております。

そういったこともありまして、返礼品そもそも1億5,000万持っておるというのはもうありやと思うんですけど、実情1億円を超えた実績がないということで、暫定的な目標、目標はあくまでも1億5,000万なんですけれども、暫定的な寄附目標の目安として、予算計上の段階では1億円というふうな設定をさせていただいて、毎月集計しますので、それを超えそうなきには当然補正とかで返礼品の対応を、今年度も12月にちょっと追加させていただいたような形になりますので、そういった形でちょっと事務運用を本市ではとっております。

以上です。

○上岡委員 お話はわかるんですけども、やはり1億5,000万と1億ではかなりの差があるので、その辺はもう少し精査を今度からはしていただきたいと思っております。

もう一つ、違う部分でいいですか。固定資産税の部分で大分マイナスになるんですけども、これはどの部分の地域というのは大体わかるんでしょうか。全体でしょうか。評価替えでどの辺の地域が一番。

○吉沢税務課長　これは新聞報道でも御存じやと思うんですけど、尾鷲市はかなり下がっております。それで、いろんな基準点が幾つもあるんですけど、周辺部という言い方なんですけど、旧センター管内では県内でもかなり下がっておると。ちょっとつらつら事細かに、今資料がありませんので、どこの地区はどれだけということが申し上げかねるんですけど、評価額の落ち込みが激しいところは10%以上落ち込んでおる地域もあります。それで、全体的にも下がったという理解をしていただきたいんですけど。

以上です。

○村田委員　今に関連してなんですけど、これはこの辺がちょっと難しいところなんですけど、委託して評価をやるわけなんですけど、実際尾鷲市の場合実勢単価と評価額とかなりの差があるんですね。かなり。その辺は余り評価額が下がると市税が少なくなるということもありますし、かといって実勢単価と評価額と違うと市民の中にも戸惑いがあるって、これは一体どっちが本当なんだと。

評価額で自分の土地を売買するときに、予定はこうじゃなかったと。実際はこんなに安いのかというような実態も間々あるんですよ。その辺の評価、その辺のところを当局はどう判断しておるのかなと。これは冒頭申し上げましたように難しい問題もありますけれども、余りにも評価額と実勢単価と乖離しておると、これまた一つの問題ではないかなと思いますけど、その辺の担当としての見解はどうお持ちですか。

○吉沢税務課長　村田委員のおっしゃる御心配していただいております。それで、資産評価ということで評価額との実勢価格にどんどん近づかなあかんというのはもう本当に理想で、そうあるべきやと考えております。

ただ、いろいろな縛りの中で評価額をするにしても、県で決める基準地価とか、そういった絡みとか、あるいは一定の実勢価格というか、その7割程度でおさめるとか、いろんな法的な縛りとかがありまして、ちょっと単純化しづらい部分と、それからもともとが土地の価格体系というのが複雑な、実売価格のないような事例の部分もありますので、できる限り説明できるような方向には、私どもも評価替えに限らず時点修正と言って例年見直しする部分もあるんですけども、十分そういったことが言われんように取り組んでいきたいと考えておりますが、ちょっと法的な

規制とか、県内の指導という点もありますので、現場では説明できるように十分努力はさせていただきたいと思います。

以上です。

○村田委員　いびつな形とか、特異な要因があるところは、これはこれでしょうがないと思うんですが、さりとて、評価額をしゃにむに下げるということもこれはどうかと思いますけれども、そうなってくるとこの税務課で議論することではないんでしょうけれども、最終的に尾鷲市の地価が下がるのは尾鷲市の景気ということになるんですね。

ですから、その辺のところを我々も十分考えて努力をしなければいけませんけれども、執行部のほうもその辺も十二分に念頭に置いてさまざまな施策を進めていただくということだけ、これはちょっと税務課で申し上げるのは筋違いかもわかりませんが、あえて市長に申し上げたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○濱中委員　ふるさと納税に戻ってしまうんですけれども、これは入ってくる分があるということは当然出ていく分も見越さなあかんと思うんですけれども、去年までの実績も考えてことしの市税の収入に対してどれぐらい見込んでおりますか。その出ていく分というのは。

○吉沢税務課長　ことしの見込みというのは精査はしていないのが事実です。ここ数年、前回もちょっとお話しさせてもらったんですけど、二、三百万税金としては落ち込んでおるような部分があると。

それで、ふるさと納税についてはまだ制度を知っておっても利用しておる方の割合が10%ぐらいと理解していますので、また伸びたら伸びただけ尾鷲市のほうから持っていかれる部分もふえるのではないかと考えております。

以上です。

○濱中委員　これはつかめるんですよね。大体毎年決算ぐらいになればどれくらいがふるさと納税によって外へ行っておるかということに関してはね。

○吉沢税務課長　課税し終わった後、課税状況調べというのがありまして、それでカウントはできます。

補足させていただいて、資料がちょっと見つかりましたので、29年度控除を受けた人が143人、それで寄附をされた金額は約1,000万、29年度、それで市民税のほうで控除を受けた金額は約400万円です。それで、28年度、その前は控除を受けた方が102名、それで寄附金額は600万、それで控除額は2

70万控除を受けたと。だんだんうなぎ登りみたいな形で全国的な傾向と同様の形になっております。

以上です。

○野田副委員長　ふるさと納税制度の拡大キャンペーンは3月末でスタートということなんですけれども、進捗状況はどうなんですかね。これからですけど、この体制というのか、いろんな、体制の進捗状況。

○加藤市長　ふるさと納税につきましてはやはり伸ばしていかなきゃならない。伸ばすためにはやっぱりいろんな手法を考えていかなきゃならないという話なので、現状ことし平成29年度は大体9,100万、それぐらい前後に落ちつくであろうというような見通しでございますけれども、29年度はそういうことを前提にしながら、今まで寄附していただいた方へのフォローアップはしなきゃならないし、30年度に取り組む一つの手法としては、まず市役所職員を全体として、要するに紹介をいただくというような形で、いろいろと市外にお住みになって課税されている方に対して御案内をしようというようなことで、これをまずやります。

一方では、いろんな会合、例えば商工会議所、あるいは婦人団体等々、そういった方々について働きかけを、まず団体のほうをずっと今後回しまして、最終的には市民全体にそういう意識を頂戴して少しでも御協力いただくというような、そういう方向に進んでいるわけなんです。

○野田副委員長　紀北町なんかは一つのふるさと納税に対していろんなキーホルダーのサービスを提供するとかそういうことで、新聞で水面下でされた行動が結果としてぼっと出てくるような形になっていきますので、何が言いたいかということ寄附行為に対して販促ということはどうかはまた別問題としまして、プロモーションに関してはいろんな形で寄附された方に提供できるような体制というのとはとられてるんですけれども、今回の予算計上の中ではそういうものが一切まだない状態ですので、その分も含めて進捗はどうなのかなということを確認したかったということです。

以上です。

○奥田委員　税務課長の答弁に対してちょっと聞きたいんですけど、確認で。以前ふるさと納税がどれだけ出ていっているんですかという話をしたときに、僕は以前150万と書いた覚えがあるんですよ。そんなに少ないんですねという話で終わったと思うんですけども、1,000万もあるの。実際。何でそんなに答弁が違うんですか。

○吉沢税務課長 申しわけないです。以前聞かれたときに僕のほうではどれだけ寄附によって減ったかと解釈させてもらって、手元に資料がありませんでしたので、寄附をして税額がどれだけ減ったかという解釈で御返答させていただきました。えらい行き違いがあって申しわけありませんでした。そういうことであります。

○奥田委員 ちょっと待ってくださいよ。だって今聞いた話でも29年度1,000万ふるさと納税が出ていっておって、納税した人がおって400万市税が減っておると。28年度を見ても600万もあって、外へふるさと納税した人が、270万減ったという話がありましたけど、だって去年だって、28年度だってもう600万既に外へ出ておるわけじゃないですか。それを議論しているのに150万って僕は聞きましたよ。ほかの委員の皆さんも聞いたと思うんやけれども、全然違うやないか。1,000万もある。

えらい少ないなと思ったんですよ。いろんな人がふるさと納税をした分税務相談をよく受けますよ。ふるさと納税ってどうなるの。いや、2,000円引いてどうのこうのってあるじゃないですか。ちゃんと受領証をもらってくださいよとか、よ言うんやけれども、その割には少ないなと思ひよったんやけれども、1,000万もあるんやったらその辺の精査をしていないというんやけれども、きちっと精査せなあかんのじゃないですか。

入ってくるものばかりあれして、1億5,000万や3億やと言っても出ていく分もあるわけやで、プラスマイナスをきちっと考えた上で考えないと、財政計画もきちっと組み立てないと、税収のことも踏まえて考えなあかんでしょう。それを、どうなんですか。いいことばかり言って、入のほうばかり言って、そういうふるさと納税で出ていく分が当然あるわけやで、そんなもの、1,000万もあるなんてそんなこと知らなかったよ。ちょっとどうですか。最近情報公開がおかしくないですか。市役所、ちょっと、かなり頭にきているんですけど、僕は本当に。

○吉沢税務課長 えらい御気分を害されたようなことだったら申しわけないです。本当にちゃんと精査して答えさせていただいたらよろしかったんですけど、手元に資料がない中で僕の早合点でそういった返事をして、精査すべきやったらと反省をしております。申しわけありません。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、もう反省しておるんやで、ちょっとその辺のことは。

○奥田委員 こんなこと言いませんけど、でも、やっぱり税務課としてはその辺のことは財政との絡みがあるわけやで、入ってくる分もあればそれは出ていく分

もあるわけです。その部分はきちっと精査してやってほしいなと思うんですわ。

それと、もう一個だけちょっと僕さっきの答弁で気になったんやけど、課長、先ほど観光協会、柴田さん、1月末でやめられたと。それで、それはふるさと納税の関係をやってもらっていたからだとということで、今後委託していく予定があったもんで委託するというので、今、委託先に地域おこし協力隊を派遣と言ったらいいいのかな。それはおかしいかなと言われましたけど、だったら観光物産協会も委託以外の部分で結構あるじゃないですか。公的な部分とか、ほかに事業をやっている部分とか、そういう部分に対しては地域おこし協力隊は派遣できるということですか。

○吉沢税務課長 申しわけないです。えらい縦割り、横割りの話で申しわけないんですけども、観光物産協会さんにかかわり合いの中で僕らがちょっと把握しかねるのはふるさと納税の返礼品調達業務の話の整理をさせていただきました。ただ、観光物産協会さんへ補助を出しておりますのは食のまちさんでありますので、そこから辺のお話の中で地域おこし協力隊も食のまちのほうでして、そういう配置をしたと聞いていますので、僕らとしてはちょっと問題点の整理をさせていただいて、提案をさせていただいて協会さんのほうのオーケーといいますか、こういう方向でどうですかという提案をさせていただきました。

それで、地域おこし協力隊云々の話はちょっと僕らでは判断しかねるところであります。ただ、調達の委託だけ考えていただいたら当然人をという部分は地域おこし協力隊に限らず調達としての業務を委託して行ってもらうので、自分らのところで業務をやっていただくという形で整理をさせていただきました。地域おこし協力隊を違う業務云々という話になるとちょっと所管外でありますので、答えかねます。よろしくお願ひします。御理解ください。

○奥田委員 全然答えになっていないような気がするんですけど、確かに柴田さんはそういうふるさと納税返礼品とかヤーヤ便担当でやっておったということやけれども、だったらほかの業務だったら今の話やったら委託するもんで、委託した先に委託業務を地域おこし協力隊にやらせるわけにはいかんということならほかの業務ができるんじゃないかなと思うんやけれども、これはまた商工のほうへ聞きますわ。ちょっと今の答弁も納得がいかんですけどね。

それともう一点、最後に済みません。さっきありましたよね。1億5,000万を目標にしておって1億やということで、入のほうを頭出しで1,000円という話なんやけど、毎回僕はこれに違和感を覚えるんやけれども、1億、1億5,000万、どっちも現実的に1億ということにしたんやったら最初から入のほうに寄附

金1億上げてくださいよ。わかりにくいわ。あなた方は後々補正でまたどんどん上げてくるやないですか。わかりにくいんさ。もう出で上がっておるんやったら両建てしてくださいよ。入のほうへ。もう見にくい。この予算書が。やっぱり入に入れるべきやよ。あなた方が自信を持って1億5,000万という目標を掲げておいて現実的には1億ということ saying おるんやったら1億載せなさいよ。載せたらあかんという規定はないでしょう。載せるべきやよ、これは。

- 三鬼（孝）委員長　　奥田委員、その辺のところは寄附金ですから、やっぱり確定してから補正で上げたほうがいいんじゃないですか。その辺のところは。
- 奥田委員　　そうじゃないと、これ、見にくいわ、やっぱり。それでやるということで予算を立てておるわけでしょう、それを見込んで。見込んで立てておるんやったらもうこれはやるべきやわ。きちっとそういうふうに。一度考えてくださいよ。それ。
- 吉沢税務課長　　言われることも十分理解はできます。ただ、これについてはほかの市町もいろんなやり方をしています。うちみたいに1,000円の頭出し、それからほかのところみたいにある程度の数字、概数をする等々ある中で、うちの事務運用はそういう形でなっていますので、ただそれはまた財政さんとかいろんな話、こういった御意見があったということをもたまたま伝えますので、伝えてどういう対応をするかというのはちょっとまた内部で検討する形になると思いますので、よろしくお願ひします。
- 三鬼（孝）委員長　　その辺のところは財政課長と十分審議してやってください。
- 濱中委員　　これは今回当初の予算ですのであれなんやけど、30年度もふるさと納税の担当は税務課のままで行かれるということで理解してよろしいですか。
- 吉沢税務課長　　委員長、市長公室さんのほうでという答えになっています。
- 仲委員　　103ページ、三重県地方税回収機構負担金218万1,000円出ていますけど、30年度もこれを超えるような案件というか、件数、金額は予想していますか。
- 吉沢税務課長　　負担金の積算のほうは均等割10万円と、それから件数割、依頼する件数1件当たり14万、それに前々年度の収納実績、前々年度に委託して任せてしていただいた実績でいきますので、この負担金はそういった過去の実績等をもとに加味していますので、今年度も例年十四、五件お願ひをしていますので、今年度も十四、五件お願ひする予定ではおるんですけど、負担金の積算は14万掛けるのは反映しておるんですけど、実績割はちょっと過去の引っ張りですので、そう

いったことです。

○仲委員　今の負担金の基準というのはよくわかっておるんですけど、例年200万を超える件数の動向というのは、ざっとでいいですけど、やっぱり超えていますか。

○吉沢税務課長　ちょっと担当のほうから答えさせます。

○畑名税務課係長　経年変化で見るとばらつきがありますけれども、ただ個々の案件によって性質が違いますので、件数は将来的に同じようにあるかと思います。ただ額としては徐々に減少傾向にあります。

以上です。

○楠委員　それでは、3点ほど。数が多いと怒られちゃうんですけど。

まず、14ページの固定資産税、固定資産税については評価替えということで収入減になっているんですけど、農地課税についてはどう対応されていますか。

意味がわからない。昨年も質問していますけど、耕作放棄地の課税の考え方が変わっていますよね。昨年1月1日、課税基準日、ここに書いてあるように課税基準日が2カ年になっているんですけど、その対応はしているのかどうか。

○山口税務課長補佐兼係長　今言われた耕作放棄地の課税の方法だと思うんですけども、前回もお話いただきまして、木のまちとの話の中でそういった放置された農地については通常の農地の課税額ではなくて、雑種地的な感じで課税するというような法律があるんですけども、現状としてそういった農地がないということで、今ないというか、県のほうに報告された中ではないということで、現状としてはない状況であります。

○楠委員　現状ないというのは、それは機構にお願いするものがないだけで、現地を歩くと何年も草ぼうぼうなんて農地はたくさんあるんですけど、その調査もしていないわけ。

○山口税務課長補佐兼係長　農地として課税、課税自体が雑種地としてされている農地というのは、ちょっと細かい名前は忘れましたが、県の機関のほうに移管されたというか、報告されたもののうちという話があったと思うんですけども、そういった形での課税、農地以外の課税というのは現状していないし、取り扱いとしては県内でたしかなかったと把握しております。

○楠委員　去年も言っているんですけど、機構はあくまでも買い取りとかそういうことの役割を担う場所であって、本来、課税と固定資産税というのは県の仕事なんですか。固定資産税は。そういう説明だと。

○山口税務課長補佐兼係長 現状荒れた部分については雑種地として課税している部分もあるんですけど、ただ農地に限ってはそういった、ごめんなさい。ちょっと手元に資料がないので正式な名前がわからないんですけども、農地へ移管されたというか、県へ移管したというか、今、楠委員言われた部分に対して課税をするという法律かと思しますので、現状はやっていないということであります。

○楠委員 基本的に税金って公平に扱わなきゃいけないですよ。実際今すぐ耕作はできないけど、草刈りしてちゃんと耕作できるような状況にやっている人と何にも手をつけないで何年も草ぼうぼうで、背の高さほどの草が生えている場所と両極端なわけですよ。

何で私がこういうことを言うかということ、山歩きが好きなので、山へ行くまでには野山を歩くわけですよ。そうすると管理している人もいれば草ぼうぼうで同じ農地。それって本来税法上の考え方としたらあり得ないですよ。

○吉沢税務課長 おっしゃってお話で地目の現況調査というのも税法上あるのは事実なんですけど、ただ人員とかそういったかげんで回り切れていない実情は全市町同じやと思います。楠委員のおっしゃっておる部分も十分課税の段階で地目については現況調査というのも義務づけられておりますので、十分理解するところでもありますけど、課税技術上の話からなかなか難しいという部分と。

それから、ちょっと内容を確認させてもらってからまた詳細の御返事をさせていただこうと思うんですけど、たしか放棄地については原則として指定か何かを、本当は農地なんやけど、ある程度の認定というんですかね。耕作せなあかんのをずっと耕作放棄地にしておるといふ県か何かの認定的なものが要るように記憶しておるんですけど、ちょっとそこら辺手元に資料がありませんので、また詳細は楠委員のほうに御説明させていただきたいと思しますので、御理解ください。

○三鬼（孝）委員長 課長、それは楠さんじゃなしに委員会に向けて説明せんとだめですよ。

○吉沢税務課長 また時間をいただいてよろしいでしょうか。

○三鬼（孝）委員長 課長、あれですか。固定資産税の償却資産税なんかの関係で中部電力火力が4月以降取り交わしするわな。その辺の影響もあるんじゃないかな。その辺はどうなの。

○吉沢税務課長 当然見てのとおりかなりの機械器具があって償却資産というのがあります。ただ、ちょっと地方税法上の守秘義務というんですかね。1社に限定された話になりますので、ちょっとこの場での金額的なものは差し控えさせていた

できます。かなりの影響があると考えていただければいいと思います。償却も物すごい機械器具類ですので、相当程度の物すごい負担をしていただいておりますけど、ちょっと金額等については御容赦ください。

○楠委員 2点目ですけど、65ページのふるさと納税の関連業務委託、これについては基本的には委託契約を必ず結ぶということによろしいでしょうか。

○吉沢税務課長 予定しております。いろんなしてもらおう業務とか、それから支払い方法、それから個人情報の取り扱い等々を、ちょっとひな形を事例に締結する予定ではあります。

○楠委員 先ほど小川委員が質問したときに売上の状況によっては補正を組むとか、いろいろ手続が出てくると思うので、その内容も委託契約の中に入れておかないと言った言わないの話が絶対出ますので、それだけは必ず契約の中に落とさないように対応してもらえればと思います。

○吉沢税務課長 ありがとうございます。そのように取り扱います。

○楠委員 103ページ、徴収事務経費の中で尾鷲市の納税推進協議会補助金というのが昨年あったんですけど、ことしないのはこの会が解散したということで解釈してよろしいのでしょうか。

○吉沢税務課長 それについては、補助金の見直しの中で今回は補助としてはせずに、この団体については税を知る週間とか、そういった形で税の普及啓発のほうをしておる団体で、5万円補助金としてしておったんですけど、実際人件費とかじゃなしにコンクールの景品やとか、事務用消耗品に使っておった部分、税に関する週間にありましたので、それは補助金ではなく現品で提供しようやないかということで、消耗品費のほうに振り分けをして整理をさせていただきました。補助団体についてはまだあります。団体はまだあります。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 皆さんにお伝えいたします。11時からJ—A L E R Tの全国一斉情報伝達の試験放送がありますので、11時になりましたら委員会を中断いたしますので、よろしく御了承願いたいと思います。

○楠委員 団体の補助ではなくて今度は消耗品程度のものの関係で消耗品のほうに移したということは、よく税金の関係の協議会というのはボールペンを配ったり、ティッシュを配ったりといろいろと納税の推進をしているところなんですけど、そういう扱いだったけど、団体としての補助金ではなくて消耗品で、あとはボランティアでやってもらうということによろしいんですか。

○吉沢税務課長　　そういう御理解をいただければ。

○三鬼（孝）委員長　　ちょっと11時間近ですから委員会を中断いたします。

（休憩　午前10時59分）

（再開　午前11時01分）

○三鬼（孝）委員長　　再開いたします。

御発言願います。

○内山委員　　確認なんですけど、ハザードマップレッドゾーンで固定資産税の減額が概算見込みで約660万円と12月の報告を受けたんですけど、そのとおりの見込みという認識でよろしいですか。

○吉沢税務課長　　資料のとおりほぼ同じ金額と見込んでおります。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　これで税務課の予算審議を終了いたします。どうも御苦労さまでした。

10分間休憩します。

（休憩　午前11時02分）

（再開　午前11時11分）

○三鬼（孝）委員長　　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、市民サービス課に係る議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第14号の審議に入りたいと思います。

それでは、市民サービス課長に説明を求めます。

○内山市民サービス課長　　市民サービス課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第20号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、平成29年度予算説明書及び予算説明書に従い説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書12、13ページをごらんください。

歳入からの説明とさせていただきます。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、補正前の額3億4,283万4,000円に対し659万6,000円を減額補正し、3億3,623万8,000円とするものです。市民サービス課所管分といたしましては、1節社会福祉費負担金、後期高齢者基盤安定負担金131万6,000円の減額で、補助対象経費

の変更に伴う歳入見込み額の修正によるものでございます。

次に、補正予算書 28、29 ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

一番上の段になりますが、2 款総務費、1 項総務管理費、13 目コミュニティセンター費、補正前の額 3,483 万円に対しまして 147 万 6,000 円を減額補正し、3,335 万 4,000 円にするもので、財源内訳は全額一般財源です。

15 節工事請負費 147 万 6,000 円の減額は、賀田コミュニティセンター空調改修工事及び旧曾根コミュニティセンター解体工事の入札差金によるものです。

補正予算書 38、39 ページをごらんください。

一番上の段になりますが、3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目後期高齢者医療費、補正前の額 4 億 2,178 万 2,000 円に対し 333 万 3,000 円を減額補正し、4 億 1,844 万 9,000 円とするものです。財源内訳としましては、国県支出金 131 万 6,000 円、一般財源 201 万 7,000 円の減額です。

19 節負担金、補助及び交付金 25 万 3,000 円の減額は、三重県後期高齢者広域連合からの変更通知による後期高齢者医療事業に係る一般会計負担金の減額によるものでございます。

次に、補正予算書 44、45 ページをごらんください。

上から 2 段目になります。4 款衛生費、3 項環境衛生費、5 目墓地管理費、補正前の額 101 万 8,000 円に対し 2 万円を減額補正し、99 万 8,000 円とするもので、財源内訳は全て一般財源です。

12 節役務費 2 万円の減額は、官報掲載手数料でございます。これは折橋墓地無縁墳墓の改装に係る手続で、尾鷲港新田線整備に伴う企業地内の県による折橋墓地管理者調査と連動して行うこととしておりましたが、今年度は申し出いただいている管理者の部分的な調査となったことから、官報掲載手数料を全額減額するものでございます。なお、平成 30 年度の今申し出いただいている管理者の調査を引き続き行う予定となっていることから、同額を新年度の当初予算に計上させていただいております。

それでは、補正予算書 6 ページにお戻りください。

第 3 表、債務負担行為補正です。市民サービス課の分といたしまして、一番上の尾鷲市斎場指定管理料でございます。補正前の限度額 7,521 万 1,000 円を 7,241 万 1,000 円とするものです。これは平成 29 年度第 3 回定例会におきまして債務負担行為補正として議決いただきました尾鷲市斎場指定管理料から管理運

営提案額との差額 280 万円の減額補正をするものでございます。

以上で、平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 21 号、尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について御説明を申し上げます。

補正予算書 61 ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,085 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 29 億 9,230 万 7,000 円とするものでございます。

補正予算書 68、69 ページをごらんください。

歳入の説明となります。

1 款国民健康保険税につきましては、税務課長から御説明を申し上げます。

○吉沢税務課長 税務課です。よろしく申し上げます。

ページ下段の計をごらんください。

1 款国民健康保険税、補正前の額 4 億 749 万 6,000 円に 2,112 万 7,000 円の補正減を行い、予算を 3 億 8,636 万 9,000 円にするものであります。平成 29 年 12 月末の国民健康保険税の調定額、収入状況をもとに、年度末最終収入見込みを精査した結果、所要の補正を行うものであります。

委員会資料 4 ページをごらんください。

こちらの表は国民健康保険税の各節ごとに補正予算額、年度末最終収入見込み額、当初予算額をまとめた表であります。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般国民健康保険税の小計の欄をごらんください。1,188 万 7,000 円の補正減であります。最終収入見込みの精査により減少となりました。内訳は記載のとおり介護納付金現年課税分以外全て減少の見込みであります。

次に、2 目退職者国民健康保険税の小計の欄をごらんください。924 万円の補正減であります。退職者国民健康保険税につきましては平成 26 年度に制度が廃止され、加入世帯数は増加せず年々減少をします。当初見込んでいた世帯数より減少してしまったことなどから補正減しようとするものであります。

次に、委員会資料の 5 ページをごらんください。

今回、最終収入見込みの参考にいたしました 29 年 12 月末現在の国民健康保険税の収納実績表であります。後ほど御参照をお願いします。

市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　それでは、引き続きまして、市民サービス課から説明をさせていただきます。

70、71ページをごらんください。

一番上の段になりますが、2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正前の額4億668万4,000円に対し2,234万1,000円を減額補正し、3億8,434万3,000円とするものです。

1節現年分2,234万1,000円の減額は変更交付申請によるものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正前の額1,835万3,000円に対し610万8,000円を減額補正し、1,224万5,000円とするものです。

1節高額医療費共同事業負担金610万8,000円の減額は、国保連合会への拠出金の見込みが下回ったことによるものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正前の額1億2,484万9,000円に対し371万2,000円を減額補正し、1億2,113万7,000円とするものです。

1節財政調整交付金371万2,000円の減額は、療養給付費等負担金の減額に伴うものでございます。

3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、補正前の額7,390万2,000円に対し1,297万5,000円を減額補正し、6,092万7,000円とするものです。

1節現年度分1,297万5,000円の減額は支払基金からの変更額通知によるものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正前の額1,835万3,000円に対し610万8,000円を減額補正し、1,224万5,000円とするものでございます。

1節高額医療費共同事業費負担金610万8,000円の減額は、国保連合会への拠出金の見込みが下回ったことによるものでございます。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金、補正前の額6億1,001万3,000円に対し9,755万5,000円を減額補正し、5億1,245万8,000円とするものです。

1節高額共同事業交付金639万6,000円の減額は、見込みを下回ったことによるものです。

2節保険財政共同安定化事業交付金9,115万9,000円の減額は、これも見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、補正予算書72、73ページをごらんください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入、補正前の額1,000円に対し4万円を増額補正し、4万1,000円とするものです。

1節基金運用収入4万円の増額は、国保財政調整基金運用収入によるものでございます。

8款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正前の額2億2,023万3,000円に対し597万円を減額補正し、2億1,426万3,000円とするものです。

2節職員給与費等繰入金513万円の減額は、2款保険給付費、1項療養費、5目支払審査手数料513万円について、規定されている一般会計からの繰入金の対象経費に該当しない旨県から指導があったことによるものでございます。

3節出産育児一時金等繰入金84万円の減額は、見込みを下回ったことによるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正前の額1億593万円に対し5,141万8,000円を増額補正し、1億5,734万8,000円とするものでございます。

1節財政調整基金繰入金5,141万8,000円の増額は、財政調整基金からの取り崩しによるものでございます。

10款諸収入、1項雑入、1目一般分第三者納付金、補正前の額200万円に対し358万3,000円を増額補正し、558万3,000円とするものです。

1節第三者行為収入358万3,000円の増額は、見込みを上回ったことによるものでございます。

補正予算書74、75ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴税费につきましては総務課所管となりますので、割愛をさせていただきます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等、補正前の額15億5,850万6,000円に対し2,280万6,000円を増額補正し、15億8,131万2,000円とするものです。財源内訳といたしましては、国県支出金2,045万5,000円の減額、一般財源4,326万1,000円の増額となります。

19節負担金、補助及び交付金2,280万6,000円の増額は、一般被保険者

の療養給付費の増加を見込んだことによるものでございます。

4款出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正前の額840万5,000円に対し126万円を減額補正し、714万5,000円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

19節負担金、補助及び交付金126万円の減額は、見込みを下回ったことによるものです。なお、当初20名と見込んでおりましたものを17名と減額をするものでございます。

3款後期高齢者納付金等、1項後期高齢者納付金等、1目後期高齢者支援金、これにつきましては、特定財源のうち国県支出金156万4,000円を減額し、同額を一般財源から充当する財源更正でございます。

続きまして、76、77ページをごらんください。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目一般分介護納付金、これにつきましても特定財源のうち、国県支出金32万2,000円を減額し、同額を一般財源から充当する財源更正でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額共同事業医療費拠出金、補正前の額7,341万5,000円に対し2,443万2,000円を減額補正し、4,898万3,000円とするものです。財源内訳といたしましては、国県支出金1,221万6,000円、一般財源1,221万6,000円の減額です。

19節負担金、補助及び交付金2,443万2,000円の減額は、見込みを下回ったことによるものでございます。

3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正前の額5億7,330万4,000円に対し1億1,714万3,000円を減額補正し、4億5,616万1,000円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

19節負担金、補助及び交付金1億1,714万3,000円の減額は、見込みを下回ったことによるものでございます。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目疾病予防費、補正前の額686万8,000円に対し62万6,000円を減額補正し、624万2,000円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

13節委託料62万6,000円の減額は見込みを下回ったことによるもので、当初脳ドック100名分を見込んでおりましたが、62名の実績となったものでございます。

以上、平成29年度一般会計、国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の

説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について御説明を申し上げます。

補正予算書79ページをごらんください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,143万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,978万4,000円とするものです。

補正予算書86、87ページをごらんください。

歳入について説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課からの説明とさせていただきます。

○吉沢税務課長 1款後期高齢者医療保険料の計の欄をごらんください。

1款後期高齢者医療保険料は、補正前の1億9,084万8,000円に対して291万7,000円補正増し、予算現額を1億9,376万5,000円とするものであります。29年12月末の後期高齢者医療保険料の調定額及び収入状況をもとに年度末の最終収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。

委員会資料7ページをごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収、1節現年課税分は189万6,000円の補正減、2目普通徴収、1節現年課税分は481万3,000円の補正増とするものであります。補正の主な理由は、理由欄に記載のとおりであります。

以上の相殺の結果、291万7,000円補正増とするものであります。

次に、委員会資料8ページをごらんください。

今回最終収入見込みの参考といたしました29年12月末現在の後期高齢者医療保険料の収納実績表であります。後ほど御参照をお願いいたします。

市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書86、87ページ真ん中の段になります。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金でございます。補正前の額4億1,870万円に対し308万円を減額補正し、4億1,562万円とするものです。

1節事務費繰入金132万7,000円の減額は、後期高齢者医療事業の運営に対する一般会計からの事務費繰入金に係る市町負担金の額の確定によるものでございます。

2節保険基盤安定繰入金175万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金繰

入金に係る市町負担金の額の確定によるものでございます。

3 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入、補正前の額ゼロ円に対し 2,159 万 5,000 円を増額補正するものです。

1 節雑入は、前年度の療養給付費市町負担金の精算によるものでございます。

補正予算書 88、89 ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金です。補正前の額 6 億 4 6 9 万 7,000 円に対し 1 6 万 3,000 円を減額補正し、6 億 4 5 3 万 4,000 円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

1 9 節負担金、補助及び交付金 1 6 万 3,000 円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の額の確定によるものでございます。主なものとしたしましては、一般管理費負担金 8 6 万円の減額、保険料等負担金 2 9 1 万 7,000 円の増額、保険基盤安定負担金 1 7 5 万 3,000 円の減額でございます。

3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、補正前の額 1,197 万 6,000 円に対し 2,159 万 5,000 円を増額補正し、3,357 万 1,000 円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

2 8 節繰出金 2,159 万 5,000 円の増額は、前年度の療養給付費市町負担金の精算に伴い一般会計に対し繰り出しを行うものでございます。

以上、平成 29 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。市民サービス課に係る議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号の説明が終わりました。3 議案一括して御質疑していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑の方、御発言を。

○三鬼（和）委員 68 ページ、69 ページなんですけど、退職者国民健康保険税の滞納分なんですけど、資料を見せていただくと、これには税務課より資料があって、2 年ぐらい前だと、この滞納分も医療費 50% ぐらいの添付された実績表、平成 29 年度の国民健康保険税収納実績のほうの退職分を見ると、過年度分は 2 年ぐらい前だと 50% 強の収納率というのがあったが、本年度もう 20% 台とか十何% 台へ下がっておるんですけど、この要因というのかを聞かせていただきたいと思ひます。

○吉沢税務課長 資料のほうの 5 ページの退職者分の過年度の収納率が前年、

前々年に比べかなり下がっておるということに対してのということによろしいでしょうか。

これにつきましては、滞納整理がどんどん進んでおる中で焦げつき案件が結構残ってしまったという部分で、もともと退職者分についてはパイが、全体のボリュームがどんどん繰り越してくるのが少なくなる。パイが少ない関係で極端な収納率の低下というふうが目立ってしまうんですけど、どんどんパイが小さくなっていくプラス滞納整理が進んで、本当に今ちょっと焦げつきの案件の割合が多いということによってこのような収納率の結果になったと理解しております。

以上です。

○三鬼（和）委員　　ということは、もうこの滞納されておる方というのがずっと同じ方というのか、収納ができない方が長らくというのかな。全体の収納率が上がっておるもんで、滞納は減っておるわけですか。全体に。滞納される方は減っておるんですか。

○吉沢税務課長　　この退職者分に限らず滞納整理はかなり進んで、収入未済額に着目していただければあれなんですけど、国保に限らず全て収入未済はかなり減っております。ただ、国保については普通の固定資産税だとか、財産を持っておるとか、市県民税とか、ある程度所得がある方じゃない非常に担税力の少ない部分がありますので、なかなか進捗は進みづらいという状況はあります。

以上です。

○三鬼（和）委員　　もう少し具体的に、例えば収入的な問題もあろうかと思うんですけど、高齢化になったであるとか、病気が進んだとか、そういったことも踏まえて焦げつきというのか、長くなっておって、それでなおかつ収納率が下がったのかどうかと。現実収納率がもう2年ぐらい前に比べたら半分ぐらいになってしまっていますよね。

○吉沢税務課長　　この表の過年度の計の欄の未収額がこの12月末で158万6,709円ということで、調定額が三つほど左にあるんですけど、197万9,466円ということで、実際この調定額がかなり減っておるのに、言ったら158万についてはなかなか固定化になっておると理解していただければ。従前は前年度、前々年度、この調定額が今より大きい部分がありましたので、このような収納率、全体のパイの問題ということで理解をお願いします。

○三鬼（孝）委員長　　他によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで3議案の質疑を終了いたします。

　　続きまして、議案第14号の説明を求めます。

○内山市民サービス課長　　それでは、議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして、平成30年度予算書及び主要施策の予算概要に従い御説明をいたします。

　　歳入の説明を先にさせていただきます。

　　予算書18、19ページをごらんください。

　　10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、1節交通安全対策特別交付金でございます。本年度予算額260万円、前年度予算額に対しまして20万円の減額となっております。これは交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施策の設置及び管理に要する費用に宛てるため、地方公共団体に交付されるものでございます。

　　予算書20、21ページをごらんください。

　　12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節コミュニティセンター使用料、本年度予算額37万5,000円、前年度予算額と同額となっております。これは借り受けて使用させていただいております三木浦・大曾根コミュニティセンターを除く11の地区コミュニティセンターの施設使用料で、実績に伴う使用料を見込んだものでございます。

　　3目衛生使用料、1節環境衛生使用料、本年度予算額369万3,000円、前年度予算額に対しまして16万1,000円の減額となっております。内訳といたしましては、斎場使用料246万円、墓園永代使用料123万3,000円でございます。

　　予算書22、23ページをごらんください。

　　一番下の欄になりますが、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料、本年度予算額822万4,000円、前年度予算額に対しまして25万1,000円の減額となっております。

　　市民サービス課所管のものとしたしましては、戸籍手数料422万4,000円、住民票手数料150万6,000円、証明関係手数料127万円、通知カード再交付手数料16万円でございます。

　　2目衛生手数料、本年度予算額7,955万3,000円、前年度予算額に対しまして370万5,000円の減額となっております。

　　市民サービス課所管分としたしましては3節畜犬関係手数料149万円、内訳と

いたしましては、畜犬登録手数料 21 万円でございます。次ページをごらんください。予防接種手数料 128 万円が主なものでございます。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、本年度予算額 7 億 8,164 万円、前年度予算額に対しまして 2,067 万 7,000 円の減額でございます。

市民サービス課分といたしましては、1 節社会福祉費負担金 2 億 411 万円のうち、上段の国保基盤安定負担金 2,094 万 9,000 円でございます。これは政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減相当額の繰入金に対する国庫負担金であり、国の負担割合は保険者支援分の 2 分の 1 となっております。市町村国保が行う低所得者の保険料軽減に対し、公費による助成を行うことにより国保財政の基盤安定を図るものでございます。

予算書 26、27 ページをごらんください。

13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、本年度予算額 991 万 7,000 円、前年度予算額に対し 111 万 4,000 円の減額でございます。

市民サービス課所管分としては、1 節総務費国庫補助金 991 万 7,000 円のうち、個人番号カード交付事業費補助金 372 万 2,000 円、個人番号カード交付事務費補助金 4 万 9,000 円でございます。

次に、一番下の段になりますが、3 項委託金、1 目総務費委託金、本年度予算額 18 万 6,000 円、前年度予算額に対しまして 1 万円の減額となっております。

1 節総務管理費委託金で自衛官募集事務交付金 2 万 3,000 円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 16 万 3,000 円でございます。

次ページをごらんください。

2 目民生費委託金、本年度予算額 528 万 2,000 円、前年度予算額に対し 10 万 6,000 円の増額となっております。1 節社会福祉費委託金 521 万 2,000 円、基礎年金事務費交付金 496 万 2,000 円、年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金 25 万円でございます。

次に、14 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金、本年度予算額 3 億 4,385 万 6,000 円、前年度予算額に対し 137 万 6,000 円の減額となっております。

市民サービス課分として、1 節社会福祉費負担金 2 億 2,793 万 9,000 円のうち、上段の国保基盤安定負担金 7,325 万 8,000 円です。これは政令により義務化されている一般会計から国保会計への保険税軽減相当額の繰入金に対する県

負担金であり、県の負担割合は保険者支援分については4分の1、保険税軽減分については4分の3となっております。

次に、後期高齢者基盤安定負担金7,046万7,000円です。これは平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度加入者、75歳以上の方になりますが、この方の保険税軽減分に対する県負担金で、負担割合は4分の3となっております。

予算書32、33ページをごらんください。

下段になりますが、14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額3,852万4,000円、前年度予算額に対しまして1,228万2,000円の増額となっております。

市民サービス課分としましては、1節総務管理費委託金12万4,000円、人口動態調査事務費市町村交付金2万4,000円と人権啓発活動事業委託金10万円でございます。

次に、予算書次ページ、34、35ページをごらんください。

下の段になりますが、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入です。本年度予算額1,994万3,000円、前年度予算額に対し24万2,000円の増額となっております。

市民サービス課分としましては、1節土地建物貸付収入1,994万3,000円のうち、上から二つ目の斎場関係土地貸付料1万9,000円でございます。これは斎場敷地内の電話支柱、第1種電柱、携帯電話中継局等の土地の貸付料でございます。

次に、少し飛びますが、予算書40、41ページをごらんください。

下の段になりますが、19款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額3,279万9,000円、前年度予算額に対し1,745万1,000円の減額となっております。

市民サービス課所管分といたしまして、2節総務費雑入1,693万2,000円のうち、上から11行目になります。尾鷲市自治会連合会コピー使用料1万円、15番目、コピー使用料3万7,000円、一番下の行の旧須賀利公民館電気使用料4万円が市民課の所管分でございます。

続きまして、歳出の説明になります。

78、79ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費、本年度予算額347万3,000円、前年度予算額に対し11万円の増額となっております。財源内訳としま

しては、その他特定財源 43万9,000円、一般財源が303万4,000円となっております。

交通安全啓発事業 43万9,000円のうち、主なものは19節負担金、補助及び交付金 42万円で、尾鷲市交通安全対策協議会負担金 22万円の主なものでございます。

交通安全施設整備事業 303万4,000円のうち、主なものといたしましては、11節需用費、修繕料 110万円はカーブミラー及びガードレールの管理に係る修繕料でございます。

15節工事請負費 191万2,000円は、市道のガードレール設置に係る工事請負費でございます。

7目センター費、本年度予算額 3,237万8,000円、前年度予算額に対し 50万1,000円の増額でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。

81ページをごらんください。

一般事務経費 72万8,000円、主なものは、12節役務費 30万円は通信運搬費として電話、ファクス等の料金でございます。

9目生活相談費、本年度予算額 88万7,000円、前年度に対し 6万4,000円の減額でございます。財源内訳としましては国県支出金 2万3,000円、その他特定財源 1万円、一般財源が 85万4,000円となっております。

市民相談経費 88万7,000円のうち、主なものは8節補償費 63万円で、無料法律相談 2名の弁護士費用でございます。

次ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金 20万円は、尾鷲市自治連合会への補助金でございます。

最下段になります 11目人権啓発推進費、本年度予算額 58万3,000円は、前年度予算額に対し 2,000円の減額となります。財源内訳は国県支出金 10万円、一般財源 48万3,000円でございます。

人権啓発推進事業は 58万3,000円、主なものとしましては 11節需用費 15万5,000円で、次ページをごらんください。消耗品費 15万5,000円のうち 10万円は人権啓発活動の一環として東紀州 5市町の持ち回りで実施されております人権の花運動で使用する苗等の購入費でございます。平成 30年度につきましては宮之上小学校を予定させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金 42万3,000円、主なものは熊野市人権養護委員協議会負担金 25万7,000円でございます。

予算書90、91ページをごらんください。

13目コミュニティセンター費、本年度予算額1,741万6,000円、前年度に対し1,596万9,000円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源41万5,000円、一般財源1,700万1,000円となっております。コミュニティセンター管理経費1,239万3,000円、主なものは1節報酬94万4,000円で、コミュニティセンター運営委員の委員報酬等でございます。

11節需用費684万8,000円、主なものは光熱水費515万円、修繕料100万円、三木里コミュニティーセンターの雨漏り修繕、梶賀コミュニティーセンターの屋根の修繕等を予定しております。

12節役務費220万8,000円、主なものは各地区コミュニティーセンターの浄化槽保守点検手数料163万5,000円でございます。

13節委託料29万6,000円は、各コミュニティーセンター消防設備機能の総合点検業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料164万5,000円、主なものは、複合機使用料32万4,000円、三木浦漁村センター借上料100万円でございます。

19節負担金、補助及び交付金45万2,000円は、三木浦・大曾根コミュニティーセンターの空調機使用負担金でございます。

コミュニティーセンター活動経費259万6,000円、次ページになりますが、主なものは、8節報償費181万円につきましてはコミュニティーセンターで行う講座等の講師謝礼でございます。

次に、集落支援員事業242万7,000円、主なものは8節報償費182万8,000円で、集落支援員への報償費173万6,000円、集落支援員の活動に係る集落活性化等講師への報償費9万2,000円でございます。

9節旅費27万4,000円、支援員の研修に伴う旅費7万5,000円と講師の旅費19万9,000円を予定しております。

事業の内容につきましては、主要施策の予算概要により課長補佐より説明をさせていただきます。

○山中市民サービス課長補佐兼係長 資料を発信させていただきます。主要施策の予算概要の17ページになります。

事業名、集落支援員事業で、平成29年度の第3回定例会において補正予算をお認めいただき、10月より開始したものです。

事業は、住民と行政の協働のもとに地域の実情や時代に対応した集落の維持、活

性化対策を推進し、特に過疎、高齢化が進んだ集落の課題に向き合い、地域住民が自主的な活動でそれらを解決することができる仕組みを構築することを目的としております。

事業の概要は、平成29年度に引き続き九鬼町に1名の集落支援員を置き、集落内で実施しましたアンケート調査によって得た地域の状況把握及び課題分析に関することを行います。それをもとに住民と住民、住民と行政との間で分析結果をもとに集落の現状、課題、あるべき姿等について話し合い、その中でそれらを住民にみずからの地域の課題として捉えてもらい、住民の方がみずからの地域の課題に対して主体的に取り組み、解決していく意識づくりと土壌の醸成を目指すものです。また、あわせて地域資源、自然、景観、文化、食等の活用方法及び市内外への情報発信を行います。

なお、現在の状況ですが、地区の老人会では明朗会の御協力をいただきながら昨年12月に第1回目のアンケートを実施いたしました。そのアンケートで上位にあった日常生活の助け合い、買い物、交通、ごみ出し等について、より細かい部分についての状況把握を行うため、2回目のアンケートを実施しているところでございます。そこで出てきた現在の状況や課題について、予算をお認めいただいた場合、新年度以降に自主的な取り組み方法等について地区で検討をしていただく予定としております。

なお、今後の支援員の活動につきましては、進捗状況や必要に応じて6月の定例会等において所管の生活文教常任委員会にて御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書にお戻りいただきまして、92、93ページ、一番下の段になります。

14目諸費、本年度予算額932万6,000円、前年度予算に対し、103万円の減額となっております。財源内訳は全て一般財源です。市民サービス課所管分としましては集会所関係経費44万1,000円、主なものにつきましては次ページをごらんください。11節需用費7万4,000円で、修繕料7万でございます。

12節役務費36万7,000円は、浄化槽保守点検等手数料34万8,000円が主なものでございます。

次に、防犯灯整備事業696万5,000円で、主なものは11節需用費668万3,000円、消耗品費48万3,000円、これは平成25年度に整備した停電

時対応型LED防犯灯25基のバッテリーにつきましては5年を経過することから、交換用のバッテリーを購入するもので、10年対応できるものに変更を予定しているものでございます。

光熱費570万円は防犯灯の電気料金でございます。

12節役務費27万6,000円、主なものは、停電時対応型LED防犯灯バッテリー交換手数料27万3,000円が主なものでございます。

予算書102、103ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額4,200万4,000円、前年度予算に対し1,206万4,000円の増額となっております。財源内訳といたしましては、国県支出金379万6,000円、その他特定財源726万5,000円、一般財源が3,094万3,000円となっております。

戸籍住民基本台帳経費は705万9,000円で、主なものは13節委託料558万4,000円、戸籍システム保守業務委託料313万1,000円、これは戸籍システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための委託料でございます。

戸籍総合システム改修業務委託料26万円、これは住基システム改修による戸籍システムとの連携改修の委託料でございます。

総合住民情報システム改修業務委託料219万3,000円、これはマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするためのシステムの改修委託料でございます。

次ページをごらんください。

個人番号カード交付事業389万3,000円、主なものは19節負担金、補助及び交付金372万2,000円で、地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号関連事務負担金でございます。

予算書128、129ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費、本年度予算額772万円、前年度予算に対し663万5,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金439万9,000円、一般財源332万1,000円でございます。

国民年金一般事務費76万2,000円、主なものは13節委託料54万円で、年金生活者支援給付金の支給に係る市システム改修費でございます。この改修費用につきましては、国から25万円の交付金が交付をされることとなっております。

予算書134、135ページをごらんください。

○三鬼（孝）委員長 課長、12時になりますので中断いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 0時00分）

○三鬼（孝）委員長 再開いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書134、135ページの上段をお願いいたします。

9目後期高齢者医療費、本年度予算額4億1,997万3,000円、前年度予算に対しまして172万4,000円の減額でございます。財源内訳といたしまして、国県支出金7,046万7,000円、一般財源3億4,950万6,000円でございます。

市民サービス課分といたしましては、19節負担金、補助及び交付金300万1,000円で、これは三重県下の自治体で組織をしております三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

予算書178、179ページをごらんください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額138万5,000円、前年度予算に対し5,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源106万円、一般財源32万5,000円となります。

狂犬病予防事業120万8,000円、主なものは、13節委託料109万5,000円、畜犬登録等業務委託料でございます。畜犬登録に係る業務50件、予防注射に係る業務400件、巡回予防注射に係る業務400件を見込んでおります。

環境保全対策事業費17万7,000円、主なものは、19節負担金、補助及び交付金16万円につきましては猫避妊等手術費補助金で、飼い猫に対する補助金でございます。雄が20匹で2,000円、雌が30匹、4,000円で予算を見込んでおります。

4目斎場管理費、本年度予算額1,906万2,000円、前年度予算に対し228万2,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源246万円、一般財源1,660万2,000円でございます。

斎場一般管理費は1,456万7,000円で、主なものは13節委託料1,429万8,000円、斎場の指定管理料でございます。これは平成30年4月1日から平成35年3月31日までの指定管理委託料の平成30年度分の経費でございます。

斎場維持補修費 449万5,000円、主なものは次ページをごらんください。
15節工事請負費 416万円で、キュービクル改修工事 294万9,000円、火葬炉修繕工事 121万1,000円でございます。

5目墓地管理費、本年度予算額 133万8,000円、前年度予算に対し 32万円の増額でございます。財源内訳は全て一般財源です。

墓地管理費 129万8,000円、主なものは12節役務費 61万2,000円で、内訳は墓地草刈手数料 31万3,000円、流木伐採手数料 25万8,000円でございます。

13節委託料 50万2,000円は、光ヶ丘墓地清掃委託料でございます。

墓地移転事業は 4万円で、12節役務費 2万円は補正予算で説明させていただきました改葬公告に伴う官報掲載手数料でございます。

最後に予算書 9 ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為でございます。市民サービス課所管分として、上から 5 行目、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料で、期間を平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間、限度額を 948万8,000円とするものでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、全国センター、都道府県及び市区町村において運用されておりますシステムの安定運営のため、定期的に機器の更改を実施しております。

地方公共団体情報システム機構により全国において平成 30 年 11 月から平成 31 年 11 月までを標準更改期間と設定し実施されることと、本市の住民基本台帳ネットワークシステムの次期機器更改が平成 31 年 3 月であることから、平成 31 年 4 月より新しいシステムを稼働することとして、平成 30 年度中に契約締結を行う必要があります。

また、機器更改に要する費用につきましては、高額となることから 5 年間のリース契約を締結することとして、今回 31 年度から 5 年間の債務負担行為として計上させていただいたものでございます。

以上で平成 30 年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。それでは、昼食のため休憩いたします。午後は 1 時 15 分から再開いたします。

（休憩 午後 0 時 05 分）

(再開 午後 1時14分)

○三鬼(孝)委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、市民サービス課に係る議案第14号の説明が終わっておりますので、これより質疑に入りたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

○濱中委員 予算書93ページの集落支援員事業なんですけれども、先ほど主要施策のほうでも説明をいただいたんですけど、聞いてみると福祉のケア会議のほうの地域の現状課題抽出のあたりのところと完全にリンクする動きかなというふうには思ったんですけども、そういったあたり、福祉とはこういった情報共有をしておるのかなというのを聞かせてほしいんですけど。

○内山市民サービス課長 福祉課のほうで新年度から始まる地域の見守りということで、社協のほうと委託して尾鷲市全体で2名がそういう買い物支援とかに当たるということは聞いております。それにつきましても、また導入されておる集落支援員との連携会議とか、そういう場にも参加させてもらうような方向で調整をしているところでございます。

○濱中委員 それとちょっと関連して、83ページの自治会連合会の補助金が恐らく精査されて、自治会も減ってきておるといふことなのかなという気はするんですけども、補助金が削減されておりますよね。

昨年生活文教のほうでもこの自治会の運営についての視察もさせていただく中で、やはり地域を支える行政の連携をとってもらうためにも、自治会はきちっと確保することが大事やということも感じさせてもらったんですけども、こういった集落支援員制度に関してはそういった組織がつくりやすい周辺部はもちろん重要なんですけど、やっぱり生活基盤が少ないということ。

だけど、逆に中心部、まち中心部の自治会が減ってしまっているところへのこ入れというのも考えると、自治会をきちんとつくり上げていく中の後押しであるとか、そういった地域の現状課題の把握ということに関しても、そういった自治会に対する行政のバックアップということが大事なのかなと思うんですけど、ことしの動きとしては何かそういったバックアップを考えておられることはありますか。

○内山市民サービス課長 集落支援員の制度を見る中で、県等と相談いたしましても輪内地区はある程度固まった、区長さん中心にそういう制度も導入しやすい。ただ、本当に要るのは、こういう周辺部の自治会組織がどんどん役員不足等で、会員数も減っている中で、そういうものの立て直しに集落支援員事業を活用するという方法も提案をいただいております。

また、それについても担当課としてもできるだけ現状を保つ、また、それ以上に全地区がそういう自治会の組織にされるような形に持っていければと、何らかの具体的な取り組みまではまだ予算のあれは起していないんですが、また考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○濱中委員 地域包括ケアシステムのことですので、福祉のほうで詳しく聞かせてもらおうかなと思っておったんですけども、こういう住民自治の部分がないと包括システムのほうにも広がりが出ないと思っておりますので、こういったあたりは福祉ときちんと連携をしていただくようお願いしたいのと。

今、課長がおっしゃったように予算立てがまだできていないですけどもということなんですけど、やはりほかの住民自治がしっかりしているところというのは、行政のほうのそういったところのバックアップ体制であるとか、アドバイザー的なことであるとか、そういうことがしっかりできていて、啓発ということも力が入れているのも見ておりますので、そういったあたりはぜひ生かしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○奥田委員 予算書78、79ページのところのコミュニティーセンターの職員の人件費なんですけど、これは何名分を計上しておるんですか。

○内山市民サービス課長 基本的に当初予算を組んで、11月に担当課から予算要求して、市長査定が終わるのが1月末の時点だと思います。そういう中で、このセンター職員の人件費につきましては当初平成29年度と同じ人員で計上している数字でございます。基本的に人件費につきましては総務課のほうの所管となりますので、総務課で一括して計上している部分になると考えています。

○奥田委員 そうすると総務課長に聞いたほうがいいのかな。ですかね。4名分、須賀利はそのままだけれども、輪内のほうは、九鬼、三木里、曾根は3人おるけど、2人削るんでしょう。ということは4名が2名になるわけじゃないですか。でも、4名分計上してくれておるということは、このままいつてくれるのはいいですよ。僕はもうそのままがいいと思うんやけれども。

○内山市民サービス課長 人件費の計上については、現状の職員配置をもとに当初予算に計上します。4月へ入って人事異動等で減額になったりふえたりする部分については補正の対応で調整しておると思っておりますので、よろしくをお願いします。

○奥田委員 そうしたら、きのうの総務のほうの説明で資料をもらったんやけれども、例えば国保会計なんか29年は当初予算で7人やけれども、今回6人と。この辺は一括県でやるわけでしょう。そういうことを加味しておるんじゃないの、こ

それは。そういうことじゃなくて、現状が6人だから6人で今計上しておるといような形なのかな。どうなんですか。

○内山市民サービス課長 国保会計については市民サービス課の所管の職員と税務課のほうの所管の職員というふうに分けてやっていますので、6人という形になっておるとは思うんですが、現状うちの国保係は正職4名と臨職1名の5名体制でやっております。それで、また次年度からの配置についてまでは多分額に反映しておるのかどうかはちょっと私のほうでは把握はしておりません。

○奥田委員 そうすると人件費というのはあれやな。かなりいいかげんな人件費をはじいておるといことなんかな。当初予算というのは。これだけ財政が厳しいと言いながら、財政改革をやるのは適当な人員配置でやって今のままでとやっておるといことになるの。この分配も。各課の総務費やら民生費やらずっと分かれておるけれども、人件費というのは毎年そんなんやったかな。そういうふうな形で。

でも、減ると言っておるんやったら減るような予算をすべきやと思うんですけど、4名でやってくれていいよ。これで。僕はやっていただいたら結構やと思うけど、そういう方針を出しておきながら、出しておきながら前年度と一緒という、こういうような配置で、今こうやもんですからというのは、これは総務課長に聞いたほうがいいかな。どういうふうに考えたらいいんやろう。

○三鬼（孝）委員長 奥田委員、総務課長を出席させて説明させます。ちょっと事務局。

○小川委員 先ほどの集落支援員制度に関連しまして、集落支援員からの報告によって課題を検討されていると思うんですけど、集落支援員のミッションの中に報告の内容であるとか、あと手段とか、報告の回数とか、そういうのは定められているんですか。

○内山市民サービス課長 ミッションといいますか、集落支援員の要綱に毎日の業務報告をするようにという文言も入れていまして、まず区長さんに日常業務の報告を行って、それを担当課のほうへもらうような形で毎日の報告は受けております。

○小川委員 それと、先ほど濱中委員の質問の中にあって答えられたんですけど、福祉の2名を買い物のほうにやっていただくというの、あれって生活支援コーディネーターのことで、買い物支援には直接かわらないんじゃないですか。あれはコーディネートするだけの人じゃないんですか。そのためにもやっぱり集落支援員というのを各集落にふやしていったほうがいいと思うんですけど。

それと、今要望が各集落で二つか三つ上がってきていると思うんですけど、集落

支援員を入れて、それで今後どうされるのかちょっと。

○内山市民サービス課長 担当課としまして、何地区か九鬼の取り組みを見ながら集落支援員をとという話は伺っています。ただし、担当課としては、まずうちで取り決めた要綱の国の制度にのっとってやるということで、どうしても国からの会計監査等もございますので、まずアンケート調査から取り組むということが原則になっております。

地域の方から見ると、いつまでも調査ばかりで現実的に進まんやないかというお話もいただくこともございます。ただし、そういう会計検査のこともございますので、そこはしっかり担当課としてはやっていきたいという中で、九鬼が10月から導入して、現在第1回のアンケートを終えて第2回のアンケートを行って、予算が認められ次第、4月の新年度以降それをどうやって解決していくかという話し合いの場を地域で持っていただくことになっています。

そこらで出てきた実績を1回6月ぐらいにでも各地区へ報告させていただいて、このような取り組みで集落支援はやっていきますということを理解していただいた上で、そういうことを受け持ってもらえる方が見えるのであれば導入も考えていく必要があるとは現在は思っております。

○小川委員 国の施策なので、100%国から出るということでどんどんやっていったほうがいいと思います。熊野市なんかですと今十何人かな、インターネットでも募集もしてやっておりますし、全国的にも3,000人以上超えてきているみたいで、もっとスピード感を持ってやっていただきたい。そのように思います。

○仲委員 関連で、集落支援員事業は10月から1名配置されておるという中で、今アンケート調査をして2回目もやるということですが、特に担当課とのかかわりですね。集落支援員と担当課のかかわりは日常的というか、定期的にどのようなかかわりを持っていますか。

○内山市民サービス課長 現在九鬼でアンケートに取り組んでいる中で、担当課との連絡につきましては毎日の業務日報という形で担当課のほうへはいただいております。また、アンケートのまとまったときに、地区との話し合いがあるという場合には、うちのほうから私が出向いて住民の方との話し合いの中にも入らせていただくような形で現在取り組んでおります。

○仲委員 例えば担当課のほうから指導とか助言とか、そういうものがあったもいいのかなと。それで、一つはもう一つの地域おこし協力隊との連携もありかなと。特に活性化対策のほう、地域の活性化という視点の中においては、今の中で今後2

地区ぐらい、もしくはそれ以上の集落支援員を置くということであれば、各地区に置いたとしても、やはり各地区の点を線、平面にするためには、集落支援員及び地域おこし協力隊の情報交換なり、いろんな事業の組み立てを連動させるようなことをしないとやっぱり行き詰まるような気がしますけど、そこらはいかがですか。

○内山市民サービス課長　現状今九鬼に赴任してもらっている豊田氏につきましては、以前そういう協力隊も経験した職員というか、人物ですので、今度3月から九鬼に入った新しい協力隊の方とまた網干場のこととか、いろいろ相談しながら協働してやっていくということも伺っていますので、今後とももし他の地区へ導入されれば、他の地区の協力隊の方と連携しながらやってもらうような形になると思います。

○仲委員　一つ提案なんですけど、それは今の方法でよろしくお願ひしたいんですけど、集落支援員が地域によっていろんな活動の中で何かを立ち上げるというようなことが多分あると思うんですけど、今、東紀州地域振興公社もありますので、あそこの公社もやっぱりまちづくりの活性化についての目的がありますので、そのつながりを深めていただいて、東紀州の事業の補助として何らかの支援をいただくような、その中で周辺地区、特にまちづくりを進めていくという視点をやっぱり活用したらいいんじゃないかと。

特に今の話では県の職員もいろんな面で入っているということであれば、東紀州地域振興公社がかかわっていないというのはいかがなものかと思ひますので、そこらの視点がもしありましたらよろしくお願ひします。

○加藤市長　さっき仲委員のほうからおっしゃった形の進め方は私の構想の中にはあるわけなんですよね。基本的にはやっぱり現場でそれぞれが地域のどういう問題があるかということ、要するに集落支援員を中心とした形の中で、それぞれの区長がおられますから、区長が現場、ほかですれば婦人会とか老人会とかいろいろあるわけなんですけれども、そういう方々を中心にしながら、要するに役割を果たしていきたいと。

一方では、協力隊というのがあるわけなんです。協力隊は何かをやらなきゃならないというミッションがありますので、それはどっちかというともちを活性化させるというような形のもので、それをうまく一つの、例えば九鬼、早田、輪内地区というような、こういった形の中で一体化していきながら、まちの活性化と同時に、要するにまちの安全安心というんですかね。そういう取り組みをしていきながらつくり上げていくと。

一方、さっきおっしゃった東紀州のそういう話についても、やっぱりもっともって尾鷲の地区を深掘りしながら、そういうよさというのも何といたしますか、アピールしていくような、そういう対応もしていかなきゃならないなとは思っているんですけどね。だから、要するにまちを活性化させると同時に、まちの安全安心を守るための体制を一つのエリアというんですかね。九鬼、早田、輪内地区でこういうのをつくり上げていきたいというのが一つの考え方としても持っているわけなんですけど。

○三鬼（孝）委員長　奥田委員、総務課長と係長はちょっと日帰り出張しておるもんで、あした冒頭に説明をさせるようにしますので、よろしく。

○三鬼（和）委員　関連というか、濱中委員からの自治連合会の、これは今は自治会連合会の補助金を言ったんですけど、これって20万円の根拠というのはどうなっておりますか。

○内山市民サービス課長　基本的に補助金については事業費の2分の1以内ということで、平成29年度までは25万、昨年11月に尾鷲市の補助金の見直しを全補助金について行った中で、ちょっと自治連合会については繰越金も多少ありますし、周年事業という形で50周年、60周年という記念事業の積み立てもございますので、そういう中で今回5万円の減額というような措置をとったものでございます。

○三鬼（和）委員　これまでは従前はかなり前やといと世帯数というか、会員数掛ける幾らとかという単価でやっておったと思うんですけど、二十数年前にごみの分別なんかは自治会、当時は自治連合会が力を入れて今のごみの収集の基礎になっておると思うんですけど、生活文教常任委員会の視察でも自治会の活性化ということで取り上げて言ったということは、むしろこの自治会活動の中に地域おこし協力隊のような方を活用して、結局これまでのことじゃないことも含めて、住民自治というのかな。一番根底におるのは自治会活動やと思うんです。まちづくりの。

もう一度そういうふうにも今までの概念をちょっと変えるぐらいの考えで自治会の活性化にして、市が事業を進める支えというのか、まちおこしの一番根底を担ってもらおうということを踏まえて、高齢化とかいろいろなってきたというのはわかるんですけど、それはそれなりの活動の方法がまた全国でもあるんじゃないかなと思うところから、むしろこういった方を、若い方でもいいと思うんですけど、お願いして、一緒になって新たな自治連合会活動の仕組みづくりというのを見直すというのも一つの考えじゃないかなと思うんですけど、ちょっとこの補助金の中から事業費

で2分の1ということを知りましたのでちょっと思ったんですけど、そういった考えとかどうなんですか。

○内山市民サービス課長 先ほどの県の担当者からも輪内地区みたいな固まって区長のおるところで集落支援事業を行うよりは旧町内ですね。そういうところで自治会活動が廃れていく中で、そういうのの仕組みづくりとして、集落支援員を導入してはどうかというようなアドバイスもいただいております。

ただ、担当として、なかなか区域の設定とか、そこで受け皿となる住民の方はどういう方がいるのかというあたりも、現状の自治会長さんの見えるところはいいんですが、ちょっと離れたところとの連携とかというとなかなか難しいのかなと。ちょっと手をつけられていないのが現状でございます。

○三鬼（和）委員 この補助金に対する中での事業要望というか、運営要望のことですからあれなんですけど、地域支援員の場合は入っていない方も含めてこの旧町内をやるんやったらやっぱりやらんといと、隣同士で住んでおっても会員とか会員じゃないというか、いろいろ出てきて難しいと思うんですけど、むしろ根底の自治会ももう一遍活発にさせるというところからスタートして、会員もふやすことも含めてそういった取り組みをこの地域おこし協力隊の方というか、新しい概念でされるほうが、ずっとずるずるとそのままいくよりもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はちょっと考えてほしいなと思うんですけど。

○小川委員 ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど、予算書の105ページの個人番号カード交付事業の中のマイナンバーカードの普及率というのは尾鷲と県と全国的な平均はどんなものなのかなと思ひまして。

○内山市民サービス課長 マイナンバーの普及状況なんですけど、平成30年2月末現在の数字を申し上げます。全国平均の交付率が10.68%です。三重県の状況は県全体で8.57%、そんな中で尾鷲市の状況は、現在尾鷲市は2月末現在で6.96%となっております。

これは各自治体で同一のパーセントを出すために、平成29年1月1日現在の人口から割り戻したパーセントとなっております。現在29年1月1日の人口が1万8,763名、その中で2月28日の交付数が1,306枚というような形で6.96%というのが現在の状況でございます。

○小川委員 それと通知カードが戻ってきたり、取りに行っていないという方はまだ見えるんですか。

○内山市民サービス課長 届け先不足で現在通知カードが市のほうへ戻ってきて

おるのが何通かございます。正確な数はちょっと把握、原課ではわかるんですが、今持っておりません。済みません。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○楠委員 81ページのところで一般事務経費、そこに使用料及び賃借料、自家用車賃借料とあるんですけど、これはあれですかね。職員の方の通勤不便地区だから自家用車を使っていいよということなんですかね。

○山中市民サービス課長補佐兼係長 おっしゃるとおり、職員の自家用車の賃借料となっております。

○楠委員 その場合、賃借料になっているんですけど、この場合保険とか、対人賠償とか、そういうものも一緒になっているんですか。

○山中市民サービス課長補佐兼係長 保険等に関しては各自が任意保険に入っておりまして、あとそれとは別に総務課のほうへ届け出をしまして、総務課のほうで車両保険にたしか入っていただいているはずですよ。

○三鬼（孝）委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで議案第14号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第15号、議案第16号の説明を求めます。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第15号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について説明をさせていただきます。

予算書319ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億954万4,000円と定めております。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億6,000万円と定めるものでございます。

予算書325ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入につきましては、平成30年度からの国保財政の県一元化に伴い、歳入予算の款が変更になります。29年度までは1款の国民健康保険税から10款の諸収入までの10款により区分されておりましたが、30年度からは国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金がなくなり、1款の国民健康保険税から6款の諸収入までの6款により区分される予算となっております。

次ページをごらんください。

歳出につきましても平成30年度からの一元化に伴い、歳出予算の款が変更になります。29年度までは1款総務費から10款の基金積立金までの10款で区分されておりましたが、30年度からは後期高齢者納付金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金がなくなり、新たに3款国民健康保険事業費納付金が追加されましたので、1款の総務費から8款の諸支出金までの8款による区分の構成となっております。

ここで歳入及び歳出の詳細について説明させていただく前に、平成30年度における県と市の国保財政の仕組みについて、資料をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料を通知させていただきます。担当の国保係長より説明をさせていただきたいと思っております。

○小川市民サービス課係長 それでは、説明させていただきます。

これは平成30年度における県と市の国保財政の仕組みを簡単な図であらわしたものです。上段は今回新設される県の国保特別会計となります。

県の収入の主なものは、市町から納められる国民健康保険事業費納付金、上向きの長い矢印となります、と国からの交付金などになります。県はそれらを合算したのから市町に保険給付費等交付金、下向きの長い矢印になります、を支出します。

下段は市町の国保特別会計となります。市の収入の主なものは、市民の皆様から納めていただく保険税と県からの交付金などになります。市はそれらを合算したのから県に対して国民健康保険事業費納付金を、医療機関に対して保険給付費を支払い、また特定健診等の保健事業などを行います。

以上が平成30年度、県と市における国保財政の仕組みになります。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書328、329ページにお戻りください。

歳入について説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税につきましては、税務課からの説明となりますので、税務課長とかわります。

○吉沢税務課長 それでは、平成30年度国民健康保険税について説明いたします。

ページの下段の計の欄をごらんください。

1款国民健康保険税、本年度予算額3億6,455万6,000円、前年度予算額に比較して4,294万円減少の見込みであります。

委員会資料の6ページをごらんください。

当初予算につきましては、平成29年度の国保税の調定状況等を基本に、経年変化による見込み、具体的には加入世帯数の減等を加味し調定見込み額を把握し、見込み収納率を乗じて見込んでおります。

1目一般国民健康保険税の3節介護納付金、現年課税分以外は全て前年度当初予算と比較して減少の見込みとなりました。特に退職者国保につきましては、先ほど補正予算のほうで申し上げたとおり、平成26年度に制度が廃止されており、加入世帯が増加することがないことなどからかなり減少となる見込みであります。

説明は以上です。市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長　それでは、引き続き市民サービス課から御説明を申し上げます。

予算書330、331ページをごらんください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額18億8,691万円、前年度予算額に対しましては皆増となっております。

1節普通交付金18億4,411万円、2節特別交付金4,280万円です。普通交付金につきましては30年度からの国保財政県一元化に伴い、新たに市の歳入となる県からの交付金で、市が行った保険給付費の実績に応じ市の請求に基づいた額、その同額が県より交付されるものでございます。

特別交付金の内訳につきましては、資料1により担当より説明をさせていただきます。

○小川市民サービス課係長　特別交付金の内訳につきましては、特別調整交付金1,100万円、特定健診等負担金538万6,000円、保険者努力支援分662万1,000円、県繰入金2号1,979万3,000円です。

特別調整交付金1,100万円につきましては、国の特別調整交付金の市町村のために交付される部分で、経営努力分の経過措置分として交付されるものです。

特定健康診査等負担金538万6,000円につきましては、特定健康診査及び保健指導の実施に要した費用を国3分の1、県3分の1の割合で負担したものです。

保険者努力支援制度分662万1,000円につきましては、30年度から本格的に導入される国の交付金制度である保険者努力支援制度の評価基準に基づいて算定された国の交付金です。

県繰入金2号1,979万3,000円につきましては、国の保険者努力支援制度での取り組みを補完するものとして、市町の取り組みや実情に応じ算定される県か

らの交付金です。

特別交付金の中には国の交付金も含まれていますが、30年度からは県も保険者になることから、国から県に交付され、その後県から市に交付されることになるので、県支出金となります。

以上です。

○内山市民サービス課長　　ここで予算書330、331ページにお戻りください。

上段の2行目になります。特定健康診査等負担金は本年度予算額ゼロ、前年度予算額288万2,000円に対しまして皆減となっております。これは特定健康診査保健指導の実施に要した費用に対して県から交付されるものでございます。県の負担割合は3分の1、30年度からは特別交付金に含まれて交付されます。

高額療養費共同事業費負担金は本年度予算額ゼロ、前年度予算額1,835万3,000円に対しまして皆減となっております。これは国保連合会事業として都道府県レベルで財政調整を行ってきた高額医療費共同事業が29年度で廃止となったものによるものでございます。

同じく2款県支出金、県補助金、財政調整交付金は、本年度予算額がゼロ円、前年度予算額1億2,985万5,000円に対しまして皆減となっております。これは県が各市町の財政を調整するために交付するもので、30年度からは市の歳入ではなく、ほとんどが県に歳入されることとなります。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入、本年度予算額1,000円、前年度と同額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億1,973万5,000円、前年度予算に対しまして1,338万4,000円の減額となっております。

1節保険基盤安定繰入金1億2,561万2,000円です。保険基盤安定制度は低所得者に対する保険税軽減分等を国・県・市町の公費で負担することにより、国保財政の基盤の安定化に資することを目的とする制度でございます。保険者支援分につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1、保険税軽減分については県が4分の3、市が4分の1という負担割合となっております。

2節職員給与費等繰入金5,599万2,000円は、国保事務経費に対する繰り入れでございます。

3節出産育児一時金等繰入金560万円は、一般会計からの3分の2の繰入金で、20名分となっております。

4 節財政安定化支援事業繰入金 3,253 万 1,000 円は、被保険者の応能割、保険税負担能力が特に不足していること、高齢者が特に多いことなどのように、保険者の責に帰すことができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目し、限定的に一般会計からの繰り入れが認められているもので、交付税による財政措置が講じられるものでございます。

予算書 332、333 ページをごらんください。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額 3,213 万 4,000 円、前年度予算に対しまして 4,681 万円の減額となっております。これは財政調整基金から繰り入れを行い、財源充実に充てるものでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額でございます。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1 目延滞金、1 節一般被保険者延滞金 405 万円及び 2 節の退職被保険者等延滞金 5,000 円、それぞれ国民健康保険税の延滞金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 一番下の欄になりますが、6 款諸収入、2 項雑入、1 目一般分第三者納付金、本年度予算額 200 万円、前年度と同額です。

1 節第三者行為収入 200 万円で、これは一般被保険者が交通事故等第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

2 目退職分第三者納付金、本年度予算額 10 万円、前年度と同額です。

1 節第三者行為収入 10 万円で、これは退職被保険者が交通事故等第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

3 目一般分返納金、本年度予算額 5 万、前年度と同額です。

1 節一般分納付金 5 万円、これは一般分医療費返納金です。

4 目退職分返納金、本年度予算額 1,000 円、前年同額です。退職分医療費返納金でございます。

5 目雑入、本年度予算額 1,000 円、前年度予算額に対しまして 511 万 9,000 円の減額となっております。これは昨年度までは延滞金については雑入として計上しておりましたが、30 年度より雑入ではなく 1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金として計上しておりますので、その分が減額となっているものでございます。

予算書 334、335 ページをごらんください。

30年度からの国保財政の県一元化に伴う減少分でございます。国庫支出金、国庫負担金、療養給付費負担金につきましては、29年度までは市の歳入でしたが、30年度からは県に歳入されることとなります。

高額医療費共同事業費負担金につきましては、国保連合会事業として都道府県レベルで財政調整を行ってきた高額医療費共同事業が29年度で廃止となるために皆減となるものでございます。

特定健康診査等負担金につきましては、国の負担割合は3分の1で変更はありませんが、30年度からは国の負担分も県支出金特別交付金として、県の負担分3分の1と合わせて交付されることとなります。

次に、国庫補助金、財政調整交付金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金につきましては29年度まで市の歳入でしたが、30年度からは県に歳入されることとなります。

共同事業交付金につきましては、国保連合会事業として都道府県レベルで財政調整を行ってきた共同事業が29年度で廃止となることによるものでございます。

予算書 336、337 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 5,125 万 8,000 円、前年度予算に対して 1,232 万 8,000 円の減額となっております。財源内訳は全て一般財源です。国保職員人件費 3,640 万 5,000 円につきましては、市民サービス課 2 名、税務課 4 名、計 6 名分の職員に係る人件費でございます。

先ほど奥田委員の質疑の中で国保と税務の人員割合についての項目で、私、国保 4、税務 2 と申し上げたんですが、この割合は市民サービス課 2 名、国保 4 名ということで訂正をさせていただきたいと思います。税務課、済みませんでした。

次に、国保一般管理費 1,485 万 3,000 円、主なものとしては 12 節役務費 572 万 5,000 円、内訳としましては、被保険者証郵送代ほか通信運搬費 178 万 4,000 円、国保連合会に対する確認事務手数料 280 万 6,000 円、30年度からの新規費用として、国保情報集約システム運用手数料 91 万円でございます。

13 節委託料 475 万 5,000 円、主な内訳は、国保診療報酬等電算委託料 456 万 9,000 円でございます。

次ページ、予算書 338、339 ページをごらんください。

1 9 節負担金、補助及び交付金 3 7 9 万 7, 0 0 0 円、システム利用の負担金で
ございます。

2 目連合会負担金、本年度予算額 9 5 万 6, 0 0 0 円、前年度より 1 0 万 2, 0 0
0 円の減額となっております。財源内訳は全て一般財源です。

1 9 節負担金、補助及び交付金 9 5 万 6, 0 0 0 円、主な内訳は、連合会保険事
業負担金 3 8 万円、連合会一般負担金が 5 3 万 1, 0 0 0 円でございます。

1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴税费につきましては、税務課から説明をさ
せていただきます。

○吉沢税務課長 1 款総務費、2 項徴税费、1 目賦課徴税费のうち、税務課に係
る歳出は、説明欄、国保賦課費 1 1 6 万 8, 0 0 0 円であります。これは国民健康
保険税の賦課に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。

需用費 3 万 6, 0 0 0 円は事務用消耗品費、役務費 4 0 万 6, 0 0 0 円については
納税通知等に係る通信運搬費、使用料及び賃借料 1 万 8, 0 0 0 円は次の 3 4 0、
3 4 1 ページをごらんください。複合機使用料であります。

負担金、補助及び交付金 7 0 万 8, 0 0 0 円は、納付書印刷に係る応分の国保特
別会計分の負担金であります。

次の国保徴収費 2 1 0 万 4, 0 0 0 円、こちらは国民健康保険税の徴収に係る事
務経費であります。

内訳を申し上げます。

旅費 3 万 8, 0 0 0 円は、市外徴収の普通旅費であります。

需用費 5 6 万 3, 0 0 0 円、主なものは納付書等の印刷製本費であります。

次に、役務費 8 6 万 7, 0 0 0 円、督促状などの郵送料であります。

次に、使用料及び賃借料 2 1 万 6, 0 0 0 円、納税相談員の使用車借上料であり
ます。

負担金、補助及び交付金 4 2 万円は、三重地方税管理回収機構の国保会計分の負
担金であります。

説明は以上です。市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、一番下の段になりますが、3 項運営協議会
費、1 目運営協議会費、本年度予算額 5 2 万 5, 0 0 0 円、前年度と同額です。財
源内訳は全て一般財源です。これは国保事業の適切な運営を図るため、市町村の必
置機関である協議会の運営に係る経費で、主なものとしては 1 節報酬 5 0 万 2, 0

00円、国保運営協議会委員報酬、委員15名、平成30年度につきましては5回分として予算を計上させていただいております。

予算書342、343ページをごらんください。

1款総務費、趣旨普及費、本年度予算額ゼロ、前年度予算額6万2,000円に対しまして皆減となっております。これは国保のしおり及びジェネリック医薬品普及促進リーフレット、国保事業啓発パンフレットの印刷代ですが、30年度からは県より示された市国保会計予算科目に従い1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、国保一般管理費、12節役務費において国保連共同印刷手数料5万1,000円を計上させていただいております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等、本年度予算額15億7,909万8,000円、前年度予算に対しまして2,059万2,000円の増額となっております。財源内訳は全て国県支出金でございます。

19節負担金、補助及び交付金15億7,909万8,000円、これは一般被保険者の医療費に対する保険給付分でございます。

2目退職分療養給付費等、本年度予算額1,873万3,000円、前年度予算に対して1,539万4,000円の減額となっております。財源内訳は全て国県支出金となっております。

19節負担金、補助及び交付金1,873万3,000円、これは退職被保険者の医療費に対する保険給付分でございます。

3目一般分療養費、本年度予算額1,639万3,000円、前年度予算に対しまして462万5,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金1,639万2,000円、一般財源1,000円となっております。

19節負担金、補助及び交付金1,639万3,000円、これは一般被保険者の療養費に対する保険給付分でございます。

予算書344、345ページをごらんください。

4目退職分療養費、本年度予算額15万9,000円、前年度予算に対しまして19万2,000円の減額となっております。財源内訳は、国県支出金15万8,000円、一般財源1,000円です。

19節負担金、補助及び交付金15万9,000円、これは退職被保険者の療養費に対する保険給付分でございます。

5目審査支払手数料、本年度予算額527万5,000円、前年度予算に対して14万5,000円の増額でございます。財源内訳は全て一般財源です。

12節 役務費 527万5,000円、主なものは、診療報酬審査支払手数料 520万7,000円です。

2項 高額療養費、1目 一般分高額療養費、本年度予算額 2億2,584万6,000円、前年度予算に対して 791万7,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金 2億2,584万5,000円、一般財源 1,000円です。

19節 負担金、補助及び交付金 2億2,584万6,000円、一般被保険者の高額療養費でございます。

2目 退職分高額療養費、本年度予算額 373万3,000円、前年度予算に対して 273万6,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金 373万2,000円、一般財源 1,000円です。

19節 負担金、補助及び交付金 373万3,000円、退職被保険者の高額療養費でございます。

3目 一般分高額介護合算療養費、本年度予算額 10万円、前年度予算に対して皆増となっております。財源内訳は全て国県支出金でございます。これにつきましては、29年度までは2款 保険給付費、1項 療養諸費、3目 一般分療養費に計上しておりましたが、30年度からは県より示された市国保会計予算科目に従い2款 保険給付費、2項 高額療養費、3目 一般分高額介護合算療養費を新規に設け予算計上をさせていただいたものでございます。

19節 負担金、補助及び交付金 10万円で、一般被保険者の高額介護合算療養費でございます。

4目 退職分高額介護合算療養費、本年度予算額 5万、前年度予算に対して皆増となっております。財源内訳は全て国県支出金でございます。これにつきましても29年度まで2款 保険給付費、1項 療養諸費、4目 退職分療養費に計上しておりましたが、30年度からは2款 保険給付費、2項 高額療養費、4目 退職分高額介護合算療養費を新たに設け予算計上をさせていただいたものでございます。

予算書 346、347ページをごらんください。

3項 移送費、1目 一般分移送費、本年度予算額 1,000円は前年度と同額でございます。財源内訳は全て国県支出金、19節 負担金、補助及び交付金 1,000円、一般被保険者の移送費でございます。

2目 退職分移送費、本年度予算額 1,000円、前年度と同額です。財源内訳は全て国県支出金でございます。

4項 出産育児諸費、1目 出産育児一時金、本年度予算額 840万円、前年度予算

に対し5,000円の減額となっております。財源は全て一般財源です。

19節負担金、補助及び交付金840万円、出産育児一時金として1件42万円を交付するもので、対象者20名分を見込んでおります。

2目支払審査手数料、本年度予算額5,000円、前年度予算に対し皆増となっております。財源内訳は全て一般財源、これにつきましては平成29年度までは1目出産育児一時金に計上しておりましたが、30年度からは県より示された市国保会計予算科目に従い、2目支払審査手数料を新たに設け予算計上したものでございます。

予算書348、349ページをごらんください。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額250万円、前年と同額で、財源は全て一般財源です。

19節負担金、補助及び交付金250万円、これは1件5万円で50人分の葬祭費を見込んでおるものでございます。

3款国民健康保険事業納付金につきましては、30年度からの国保財政の県一元化に伴い市が県に支払う新規費用で、県から示された納付金額に基づき計上をしておるものでございます。

国民健康保険事業費納付金は県が県全体で必要となる納付金を市町ごとの所得水準、国保加入者数、世帯数で案分し、その額に市町ごとの医療費水準を反映し、基本額を定めたものでございます。なお、これに市町の前期高齢者交付金の前々年度精算額等が反映されますことにより最終的な納付金額が決定されることとなります。

それでは、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分の説明をさせていただきます。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額3億8,361万2,000円、前年度予算に対し皆増となっております。財源は全て一般財源、19節負担金、補助及び交付金3億8,361万2,000円で、一般被保険者の医療給付費分に係る納付金でございます。

2目退職被保険者等医療給付費分、本年度予算額157万7,000円、前年度に対し皆増となっております。財源は全て一般財源で、19節負担金、補助及び交付金157万7,000円、退職被保険者の医療給付費分に係る納付金でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額1億2,928万9,000円、前年度に対して皆増となっております。財源は

全て一般財源で、19節負担金、補助及び交付金1億2,928万9,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、本年度予算額58万7,000円、前年度に対して皆増となっております。財源内訳は全て一般財源で、19節負担金、補助及び交付金58万7,000円でございます。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度予算額4,454万6,000円、前年度に比べ皆増となっております。財源は全て一般財源で、19節負担金、補助及び交付金でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金、本年度予算額1,000円は前年度と同額でございます。財源は全て一般財源、19節負担金、補助及び交付金1,000円で、退職者医療共同事業事務費拠出金でございます。

予算書352、353ページをごらんください。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、本年度予算額989万9,000円、前年度予算に対し303万1,000円の増額でございます。財源は全て一般財源です。主なものは、12節役務費91万1,000円、内訳は医療費通知や後発医薬品利用差額通知等の郵送料77万7,000円、後発医薬品利用差額通知データ管理手数料13万4,000円でございます。

13節委託料738万4,000円、内訳は脳ドックに係る住民検診等委託料165万円、レセプト点検業務委託料285万6,000円、データヘルス計画策定業務委託料287万8,000円でございます。

データヘルス計画につきましては、レセプトデータや検診データを活用し、国保加入者の皆様のニーズや特徴を踏まえた保険事業を実施することにより国保加入者の皆様の健康の保持増進を図ることを目的に策定する計画でございます。計画期間につきましては31年度から35年度までの5カ年計画となります。

19節負担金、補助及び交付金130万3,000円、内訳は健康増進事業等負担金107万8,000円、老人クラブ連合会主催の健康増進のためのグラウンドゴルフ大会補助金22万5,000円でございます。

健康増進事業等負担金につきましては、29年度までは健康体操、生活習慣予防、食生活改善料理教室の経費について、県の特別調整交付金を財源に実施していましたが、30年度からは県の指導に基づき医療費の適正化につながると考えられる一般会計で実施する保健事業に対する国保会計負担分として計上させていただいたものでございます。

疾病予防費は、国保加入者の皆様の健康保持・増進、疾病予防等を推進するため

の健康づくりに要する費用になります。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,781万6,000円、前年度予算額に対し358万1,000円の増額でございます。財源内訳は国県支出金538万6,000円、一般財源1,243万円、主なものは12節役務費128万6,000円で、特定健診及び保健指導の案内、未受診者に対する受診勧奨通知などの郵送料61万円、特定健診等データ管理手数料67万6,000円でございます。

予算書354、355ページをごらんください。

13節委託料は1,645万6,000円で、内訳は検診委託料1,616万6,000円、特定健診受診勧奨コールセンター業務委託料29万円でございます。

健診委託料につきましては特定健康診査の委託料で、受診率向上のための医療機関での個別健診のほか、古江町、賀田町、三木浦町で各30名、福祉保健センターで50名を対象にがん検診と同時実施の集団健診を予定しております。また、30年度から三重県医師会からの要望により、心電図、貧血検査についても追加項目とし、受診者全員に受けていただく予定として予算を計上しているものでございます。

特定健診受診勧奨コールセンター業務委託料につきましては国保連合会が実施する事業で、電話により特定健診の受診を勧奨するものです。県内14市町がこの事業を活用しており、本市においても受診率向上のため30年度から実施を予定し、予算計上をさせていただいたものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、本年度予算額は1,000円、前年度と同額でございます。

7款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額13万2,000円、これは一時借入金が発生した場合の償還利子の分でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金及び2目退職分保険税還付金につきましては税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、23節償還金、利子及び割引料216万円は国民健康保険税一般分の過誤納付還付金であります。

次の356、357ページをごらんください。

2目退職分保険税還付金、23節償還金、利子及び割引料18万円は、国民健康保険税退職分の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課長と交代いたします。

- 内山市民サービス課長 3目一般分償還金及び還付加算金、本年度予算額1,000円、4目退職分償還金及び還付加算金、予算額1,000円、いずれも前年と同額でございます。

次の後期高齢者納付金等から358ページ、介護納付金までにつきましては、30年度からの県一元化に伴い歳出科目としてはなくなります。

以上で、議案第15号、国民健康保険事業特別会計予算の議決についての説明とさせていただきます。

- 三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。それでは、議案第15号の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑がある方は御発言願います。
- 三鬼（和）委員 この保険税なんですけど、収納してこれは保険税が確定した段階で県へ納めるんですか。

収納業務というのは市でするわけでしょう。それから、その分を県に上げて、また県から交付税とかそういった形で来ると思うんですけど、これが大体ざくっとわかったんですけど、もっと具体的に、例えば滞納とかあったらこれはもう市の責任でやるんかいな。管理回収機構へも42万納めるように今説明の中ではなっていますけど。

- 小川市民サービス課係長 国民健康保険事業費納付金につきましては、もう30年度の納付金額が確定しております。その金額を年度明けてから、8月から3月までで均等に毎月支払うような形で今県のほうから指示は来ています。

国民健康保険税のほうにつきましては、6月当初賦課になって、6月から国保税を皆様に納めていただくこととなりますけれども、それを財源に8月から3月までの間で納付金を納めるという。保険税だけでは納付金額にはちょっと満たないので、あと各種……。

- 三鬼（和）委員 繰入金ということやね。
- 小川市民サービス課係長 そうですね。
- 三鬼（和）委員 ですので、滞納とかがあった場合は、これは額が確定したら県に納めなくちゃいけないと思うんですけど、滞納とかがあったらその分は市が管理回収機構も入れておるということなんですけど、市が責任を持ってその分はこれまでと同じということになるんですか。
- 内山市民サービス課長 そうですね。あくまでも国保会計の中で県に納めるような形になります。

○小川委員 予算書の353ページですかね。疾病予防費のところでは差額通知データ管理とありますけど、この差額通知を出すことによってジェネリックの普及率というのはどのぐらいになっているんですか、今。

○小川市民サービス課係長 ジェネリックの差額通知を出すことによるジェネリックの普及率なんですけれども、今のところ60%程度にとどまっております。

○小川委員 国の目標では80%ぐらいやったですかね。

それと、レセプト点検業務委託料で285万6,000円ついておりますけど、これによって重複診療であるとか重複薬剤とか、そういうのがわかると思うんですけど、保健指導とかはどうなっておるんですか。

○小川市民サービス課係長 重複診療とか重複薬剤の関係なんですけれども、国保連合会のほうからそういう重複受診者とか重複薬剤の関係のリストが来ます。個人名を上げたリストが来ます。それは医療機関から市に請求されるレセプトという診療報酬明細書の請求書に基づいたリストになっていまして、そのリストに基づいて点検業者さんにちょっとレセプトを見ていただきながら重複服薬の人も抽出して、今回通知を出させていただいて本人さんと話のできる機会を設けまして、お電話でお話したという経緯があります。

○小川委員 そういった努力をすることによって保険者努力支援制度ですか。それで先ほど説明も、何ページやったかな。331ページの特別交付金の中の努力者支援につながる。662万ついておりますけど、それはどういった事業に対して662万がついているのか。もしよければ参考までに。

○小川市民サービス課係長 評価項目自体は全部で大きく分けて12項目あります。ただ、それがもっと細分化されていまして点数化されているわけなんですけれども、先ほど言っていたいただきましたように重複受診者へのアプローチの関係ですとか、あとは特定健診の受診率、ほか保健事業の取り組み状況等、もう本当に事細かく分かれています、そういうのの点数の積み重ねがこの金額につながっています。

○奥田委員 予算書332ページ、333ページあたりかな。財調なんですけど、今回3,213万4,000円繰り入れるということなんですけど、これは29年度末は幾らで、それで財調ってどうなっていくのか。これは生文で説明したんやったかな。済みません。重複になるかもしれませんけど。

○内山市民サービス課長 今の奥田委員の質問について、ちょっと資料を、国保の運営協議会で示させてもらった資料と生活文教常任委員会で示させてもらった資料がありますので、そちらをもとにちょっと説明させてもらってよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長　　どうぞ。

○小川市民サービス課係長　　それでは、今後の市の国保運営について、資料に基づき御説明させていただきます。

現在の国保制度のもと、本市においても社会保険への適用拡大や後期高齢者医療保険制度への移行に伴い、国保加入者数は減少となる一方で、加入者の高齢化や医療の高度化に伴い1人当たりの保険給付費は年々増加しております。

国保加入者数は29年度については年間平均4,948人、30年度はさらに減少し、4,700人と見込んでおります。

また、1人当たりの保険給付費は、29年度、30年度については当初予算ベースでの見込み数値ですが、37万円、39万2,000円と増加すると見込んでおります。

9ページをごらんください。

財政調整基金の状況について説明させていただきます。

市民の皆様から納めていただく国保税や国や県からの交付金等で、保険給付費等の支出が賸えないときには財政調整基金を取り崩してその費用に充てさせていただいております。これが取崩金額のことです。また、決算において繰越金が発生した場合等においては財政調整基金を積み立てます。これが積立金額のことです。

財政調整基金残高の推移につきましては、平成26年度で1億7,786万円ありましたが、29年度は見込みで4,999万5,000円となり、30年度の当初予算を計上するに当たって3,213万4,000円を取り崩したので、基金残高見込みは1,786万2,000円となります。

これは26年度の基金残高と比べると約10分の1で、仮に31年度の当初予算についても30年度と同額の基金の取り崩しが必要となった場合、31年度の当初予算が組めない状況にあります。

今後29年度の決算により29年度から30年度への繰越金が生じたり、30年度中の収入や支出の状況によっては基金の増減が見込まれますが、大幅な増減は考えにくいと思われまます。

○内山市民サービス課長　　済みません。ちょっともう一点よろしいですか。資料10ページのほうを説明させていただきたいと思います。

9ページのとおり基金残高の減少により国保財政の運営が大変厳しい状況にあります。現状のままですと31年度の当初予算の計上も難しいということで、30年度中に税率等何らかの検討をする必要があると担当課では考えております。

仮に31年度から税率を見直すとした場合、30年12月定例会に税率改正案を議案上程し、31年1月から3月にかけて市民の皆様にごその内容を周知させていただくことが必要となってまいります。また、議案を上程する前には国民健康保険運営協議会においても十分な審議をしていただく時間が必要となりますので、10ページのスケジュール案に沿って進めていきたいと現在考えております。

30年6月からどのくらい税率の見直しが必要なのか、国保加入者の皆様の御負担がどのくらいふえるかなど、具体的な改正案について運営協議会で御審査いただくとともに、議会にもお示ししながら、8月下旬に市長への答申、その後税率改正等になれば議会の同意を得ながら進めていきたいというふうに考えておるのが今の担当課の考えでございます。

以上、簡単ではありますが、30年度における財政上の変更ポイントと基金の状況等の説明とさせていただきます。

○奥田委員　　そうすると確認ですけど、財調というのはもう各市町で今までどおり持っておいてくださいというような感じなんですかね。

それと、これまでも私は生文、前まで生文でしたけど、国保の国保税が上がりませんかという話を再三させてもらいましたけど、今までどおりという話でしたけど、やっぱり上がるんですね。31年度から。そういう認識でいいんですね。

○内山市民サービス課長　　本市の国保の税率につきましては平成23年に上げたのを最後に、隔年では国保の上限額は国保の上の制度、法律により上限額はアップしておりますが、税率の改正は平成23年を最後に行っていないのが現状でございます。

○奥田委員　　この資料5ページ、6ページ、7ページを見るとやっぱりやむを得んのかなという感じがしますよね。国保の徴収しておるのが3億6,000万ぐらいですよ。それで、保険給付が18億もあるとなると、これはやっぱり県のほうもそういうふうに考えてくるのかなという感じがしますが、相当上がるんでしょうね。やっぱりこれね。

だから、まだ何とも言えないですけど、ただ本当に歳入と歳出を見ておると行ったり来たりするじゃないですか。資金が。一旦集めたものを県に納めて、県がまた県支出金でくるとか、本当にこういうやりとりってやるんですか。資金のやりとりというのは本当にやるの。

だって、市で幾ら保険料があるとか、財調幾ら入れたとか、一般会計がどれだけ来たとか、わかるわけや、県やって。差額でほんと来たシステム的には簡単

やと思うんやけれども、一旦県へぼんと上げよと。それで、また県からすると。こういう行ったり来たりというのは実際に本当にするんですか。やっぱり数字だけあれするだけ、差し引きでやったら僕はやりやすいと思うんやけど、実際どうなの。実際にこうやってやりとりするんですか。ちょっとわかりにくいんやけど。

○小川市民サービス課係長　　実際に資金のやりとりはあります。納めて交付金、県は市町から納められた納付金と、県のほうに国等から来た補助金とか交付金を合算して、それをもとに今度はまた各市町にバックしてくるといような流れで。

○三鬼（孝）委員長　　他に。

○上岡委員　　国民健康保険とか、あと年金とか、支払い形態がいろいろありますよね。銀行引き落としでやるとか納めるの。納める側は一緒なんですけど、手数料とかというのは違うんですか。入ってくるお金、市へ入ってくるお金は一緒なんですか。その部分も全部入ってくるんですか。取られるんですか。

○吉沢税務課長　　納付書等を、本人さんが納税してもらう際に金融機関等に手数料を取られるか取られないかというお尋ねでよろしいですか。

○上岡委員　　そうじゃなくて市とか国が取られるのか。本人は取られないんですけど。

○吉沢税務課長　　金融機関に取られるか取られんかというお話でしょうか。指定金融機関とそれから収納代理金融機関というのを尾鷲市が指定しております。そちらに対しては基本無料ということで、ゆうちょ等に関しては若干手数料を取るみたいな形がありますけれども、基本的に市内の指定金融機関及び収納代理金融機関はそういった費用は発生しません。

ただ、ゆうちょについてはちょっと特殊な形態でありますので、手数料的なものがあるような形になっておりますけど、基本的に市から金融機関にこの分を取り扱ってもらったので払う。ただ、口座振替とか、そういう手数料は別であります。1件当たり幾ら。ただ、普通に納付書を窓口へ持って行っていただいて送金してもらう際に手数料的なものを市が金融機関に払うということはそうではないです。ありません。

以上です。

○上岡委員　　ということは、それ以外の支払い形態だと市へ入ってくる金額は少なくなるんですか。言っている意味がわからないですかね。本人はコンビニで払っても一緒ですよ。金額は。納付書で払っても。

○吉沢税務課長　　コンビニ収納とかは現在ちょっとまだ行っておりません。であ

りますので、コンビニとかでは今国民健康保険税のほうは納付ができないような状況であります。

以上です。

○楠委員　それでは、353ページのところで疾病予防費、これは特に大切なことだと思うんですけど、そこで負担金、補助金のところで負担金が29年度では健康体操指導員会費とか研修会費参加負担金が今回健康増進事業等負担金で結構な金額になっているんですが、もし聞き落としているのであれば失礼なので、内容をちょっと教えていただけますか。

○小川市民サービス課係長　健康増進事業等負担金につきましては、29年度までは健康体操や生活習慣病予防、食生活改善料理教室の経費について、県から特別調整交付金というのが交付されていまして、それを財源に実施しておりまして、その分の経費が上がっていたんですけども、30年度からは県の指導がありまして、医療費の適正化につながると考えられる一般会計で実施する保健事業に対して国保会計負担分ということで、国保の被保険者の分という形で、負担金として一般会計のほうへ国保会計から払うというような計上方法をとということでちょっと指導がありまして、そのように計上させていただいたものです。

一般会計のほうの健康増進事業の関係で健康体操とか生活習慣病予防、食生活改善料理教室の経費で117万3,000円、これの国保負担分として30%、被保険者の人口に対する割合が30%程度やということで35万1,900円と、あと一般会計のほうの健康増進型ヘルスツーリズム事業、これはタラソウォーキングを含めたウォーキング事業を中心とした健康増進事業の関係なんですけれども、その関係の費用で61万7,240円の30%で18万5,172円。

あと特定健診の追加項目で3項目あります。尿素、窒素とアルブミンというのと尿酸という追加項目があるんですけども、これは請求の関係で一般会計の福祉保健課のほうで一旦払っていただいていたんですけど、これは国保の被保険者の方の分なので、これが120円掛ける3項目、それで1,500人ということで54万、この三つにつきましては一般会計のほうでしていただいている健康増進事業の関係で、この費用に係る分で107万8,000円というふうな形で負担金として今年度計上させていただいています。

○小川委員　先ほど医療費のところが出ましたけど、奥田委員が言われましたけど、1人当たりの、これを見ますと先ほどの説明の参考資料のところで給付費が39万2,000円ですかね。これは1人当たりの医療費にすると多分43万ぐらい

いくんですか。三重県で1番か2番になると思うんですけど、国保の税率を上げる前にもっとその前にすべきことがあるんじゃないかと思うんですけど、前にも一般質問でも言いましたけど、剤薬の問題であるとか、重症化予防であるとか、そういうのにはまだ取り組んでいかれないんですか。

○小川市民サービス課係長 剤薬の関係につきましては、委員が12月の議会で御提案いただきまして、紀北医師会さんや薬剤師会さんとも調整しないとだめなんですけど、紀北管内ということで紀北町ともちょっと調整が必要となりまして、まだ細かいところまでの調整には至っていない現状にあります。

重症化予防につきましては今も生活習慣病予防教室ということで、福祉保健課のほうでそういう教室を開いたりしながら健康増進の関係の事業には努めているんですけども、重症化予防につきましてはこの29年度に県のほうも糖尿病の重症化予防の関係のプログラムの三重県版をつくりまして、県としても本格的にもう30年度から取り組むということで、それも保険者努力支援制度、国の交付金制度の中の評価項目の一つに上がっていますので、県全体として取り組むと。

尾鷲市としましても、30年度明けて早々にそのプログラムに沿ったフローがあるんですけども、そのフローに沿って受診勧奨等をやっていく予定で通知等の費用もちょっと上げさせてもらっています。福祉保健課のほう、保健指導の関係になりますと福祉保健課のほうとの連携も必要になりますので、詳細につきましては年度が明けてもうすぐに打ち合わせをしてともに進めていくような形で考えています。

30年3月26日に県のほうでそういう取り組みをしている市町村が集まって報告会があるんです。それも保険者努力支援制度の評価項目の中の一つになっておりますので、尾鷲市としてはまだ重症化予防に本格的には取り組んでいないんですけども、生活習慣病予防に取り組んでいるということで、その報告会にも参加させていただいて、ほかの市町の状況も参考にしながら30年度はちょっと本格的に取り組むを進めていくということで福祉保健課のほうと調整しています。

以上です。

○濱中委員 今の関連なんですけれども、保険者支援制度の話、せんだっての生文のほうの議論の中で楠委員が指摘された、抑えてくれる制度があるけれども、うちは値上げをせんなんやないですかという、そのあたりを考えたときに、上げるけど、上げる幅を少しでも抑えようと思ったらこの1年間がすごく勝負やと思うんです。

やはり保険者支援制度というのは、市民の加入者の方たちに理解してもらおうのが

まず一番目に大変な作業かなと思うんですけども、そういったことに関しては先ほどいろいろ書面の送付とかいうふうに言われましたけど、読んでわかるものではないかなという気がしておりますので、そういったあたり、市長がこれから一生懸命行くんだというタウンミーティングなんかにぜひ同行するなり、そういったところも利用するなりして、顔を見てのお願いというか、顔を見ての理解を求めるといったあたりが必要な部分やと感じております。そういったやり方の検討をぜひすぐ進めていただかないと、本当に上げ幅で物すごく苦勞をせんなんような気がしますので、計画がありましたら、課長、どうぞお願いします。

○内山市民サービス課長　　今お示しできる具体的な計画はないんですが、委員御指摘のとおり見やすい形での広報とか、顔を見せながらの説明をさせていただけるような機会にどんどん出向いて御理解いただきたいというふうに考えていますので、またよろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　　他にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　暫時休憩します。
（休憩　午後　２時４１分）

（再開　午後　２時４９分）

○三鬼（孝）委員長　　では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、議案第１６号の説明を求める前に、課長のほうからマイナンバーカードの通知状況の説明をお願いします。

○内山市民サービス課長　　済みません。先ほどの小川委員の質問の中で通知カードの返戻数について、ちょっと具体的な数字を申し上げられなかったものですから、今現在市民サービス課のほうに残っておるのが１５３通残ってございます。

それと、もう一点、楠委員のほうから御質問のありました自家用車の借上料の保険についてなんですが、担当課は総務課と答えさせていただいたんですが、管財のほうで、財政課のほうで市の保険は一括して取り扱っていただいておりますので、済みません。訂正をさせていただきます。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　それでは、議案第１６号の説明を求めます。

○内山市民サービス課長　　それでは、議案第１６号、平成３０年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について御説明をさせていただきます。

予算書365ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億1,583万2,000円と定めております。

予算書372、373ページをごらんください。

1款後期高齢者医療保険料及び2款国庫支出金につきましては、税務課長から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1款後期高齢者医療保険料の合計の欄をごらんください。

本年度予算額1億9,623万6,000円、前年度予算額と比較して538万8,000円増加の見込みであります。

委員会資料9ページをごらんください。

後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見込み資料をもとに予算計上を行っております。広域連合での尾鷲市の来年度の見込み保険料を特別徴収、普通徴収に案分して予算計上をしております。

表の右下、前年度比各予算額の計の欄をごらんください。

前年度当初予算額と比較し、538万8,000円の増加を見込んでおります。保険料の増加理由につきましては、平成29年度から後期高齢者保険料の軽減特例等が見直され、所得割の軽減が引き下げられることや、後期高齢者の人数が増加する見込みなどであります。

予算書372、373ページにお戻りください。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業補助金139万3,000円につきましては、軽減特例の見直しに伴うシステム改修費用に係る国庫補助金であります。

説明を市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書372ページ真ん中の段になりますが、3款1項1目繰入金、本年度予算額4億1,697万2,000円、前年度予算に対しまして164万3,000円の減額となっております。

1節事務費繰入金は3億2,301万5,000円、2節保険基盤安定繰入金9,395万7,000円です。保険基盤安定繰入金の内訳といたしましては、県が4分の3、7,046万7,000円、市が4分の1、2,349万円となります。

次に、4款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円は前年度と同額でございます。

5款諸収入につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金3万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

次に、予算書374、375ページをごらんください。

2項の償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金120万円については過誤納付金等の還付に伴い広域連合から収入されるものであります。

以上であります。市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長 次に、予算書376、377ページをごらんください。歳出の説明とさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額875万5,000円、前年度予算に対しまして11万2,000円の増額でございます。財源は全て一般財源です。

後期高齢者職員人件費559万2,000円は、職員1名の人件費です。

後期高齢者一般管理費316万3,000円、主なものは、19節負担金、補助及び交付金299万4,000円、システム利用負担金でございます。

1款総務費、2項徴収費につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1款総務費、2項徴収費のうち、税務課に係る分は、説明欄、徴収費をごらんください。徴収費278万3,000円、後期高齢者医療保険料の徴収に係る事務経費であります。

次の378、379ページをごらんください。

内訳を申し上げます。

需用費16万9,000円、事務用消耗品費等であります。役務費55万5,000円、主なものは保険料額決定通知などの郵送料であります。

委託料139万4,000円については保険料の軽減特例の見直しに伴いシステム改修が必要となります。システム改修に伴う委託費用であります。

使用料及び賃借料2万4,000円は複合機使用料、負担金、補助及び交付金64万1,000円については納付書共同印刷負担金であります。

以上であります。市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、引き続き378、379ページ、下の欄になります。

2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金、本年度予算額6億280万9,000円、前年度予算に対しまして372万8,000円の増額となっております。財源内訳は全て一般財源、19節負担金、補助及び交付金は6億

280万9,000円で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

内訳としましては、一般管理費負担金1,036万8,000円、健康診査費負担金350万8,000円、健康診査事務費負担金130万3,000円、保険料等負担金1億9,626万6,000円、372ページ、歳入の後期高齢者医療保険料額1億9,263万6,000円と延滞金3万円の合計額となっております。

保険基盤安定負担金9,395万7,000円は保険料軽減相当分を公費で補填するもので、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっております。

療養給付費負担金は2億9,740万7,000円です。

予算書380、381ページをごらんください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金につきましては、税務課長より説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1目保険料還付金及び還付加算金120万円は、保険料の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課長と交代いたします。

○内山市民サービス課長 引き続き380ページ下の段になります。2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額1,000円、前年度と同額となっております。以上で、議案第16号の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。議案第16号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がある方は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、これで市民サービス課に係る予算審議を終了いたします。

ここで小池係長が出席されております。この3月末で無事退職されそうでございます。大変長い間御苦勞さまでした。退職後も市政推進にいろいろ御協力賜りますよう心からお願い申し上げます。この際、退職に当たって何か思いがありましたら御発言願います。

○小池市民サービス課係長 この3月31日で退職となります。もう急にこういう場で話をと言われてもちょっと私も言葉になりません。本当に長い間ありがとうございました。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございました。

それでは、10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時59分)

(再開 午後 3時15分)

○三鬼(孝)委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

福祉保健課に係る議案第20号、議案第14号の説明を求めたいと思います。

○三鬼福祉保健課長 福祉保健課です。よろしく願いいたします。座って失礼いたします。

それでは、議案第20号、平成29年度尾鷲市一般会計補正予算について御説明いたします。

補正予算書の12、13ページを通知いたします。

歳入として、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の額は8億606万5,000円に対し2,177万9,000円を減額し、7億8,428万6,000円とするものです。

1節社会福祉費負担金500万円の減額は、事業実績に基づく障害者自立支援給付費等国庫負担金の減額でございます。

2節児童福祉費負担金702万9,000円の減額は、事業実績に基づく児童保護措置費負担金等の減額でございます。

3節生活保護費負担金975万円の減額は、事業実績に基づく減額でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正前の額1億781万に対し1,196万8,000円を減額し、9,584万2,000円とするもので、1節社会福祉費補助金1,120万3,000円の減額は、事業実績に基づく減額でございます。

2節児童福祉費補助金76万5,000円の減額は、母子家庭等対策総合支援事業等、実績に基づく減額及び子ども・子育て支援事業補助金の増額でございます。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、補正前の額3億4,283万4,000円に対し659万6,000円を減額し、3億3,623万8,000円とするもので、1節社会福祉費負担金のうち、福祉保健課分は三重県障害者自立支援給付費等負担金で、実績に基づく250万円の減でございます。

2節児童福祉費負担金278万円の減額は、事業実績に基づく児童保護措置費負担金の減でございます。

14、15ページを通知させていただきます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正前の額7,840万3,000円に対し

753万3,000円を減額し、7,087万円とするものであります。

1節社会福祉費補助金562万円の減額は、事業実績に基づく心身障害者医療費補助金380万2,000円の減額が主なものであります。

2節児童福祉費補助金191万3,000円の減額は、事業実績に基づく一人親家庭等医療費補助金の減額が主なものでございます。

16ページ、17ページを通知いたします。

19款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち、福祉保健課分は3節民生費雑入385万1,000円の増額で、生活保護法63条による返還金でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。34、35ページを通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正前の額9億1,863万7,000円に対し1,753万1,000円を減額し、9億110万6,000円とするもので、財源内訳は国の臨時福祉給付金補助金が1,136万1,000円と残り一般財源でございます。

臨時福祉給付金事業1,136万1,000円の減額は、消費税引き上げに伴う影響を緩和する目的で実施した本事業において、事業完了により不用額が生じたことによる減額でございます。

続いて、36ページ、37ページをごらん願います。

2目障害者福祉費、補正前の額9,380万6,000円に対し860万3,000円を減額し、8,520万3,000円とするもので、財源は県補助金が430万2,000円の減、その他心身障害者医療助成事業債が190万円の増、地域福祉基金利子が2万7,000円の増、残りが一般財源の減でございます。

医療給付費、20節扶助費760万3,000円の減額は、心身医療費助成金の実績見込みに伴う減でございます。

在宅援護事業費、19節負担金、補助及び交付金100万円の減額は、社会的事業所創業支援モデル事業補助金の実績見込みに伴う減額でございます。

3目自立支援給付事業、補正前の額3億6,816万7,000円に対し968万2,000円を減額し、3億5,848万5,000円とするもので、財源は国県負担金が734万2,000円、残りが一般財源の減でございます。

介護給付訓練給付費、20節扶助費1,000万円の減額は、生活介護事業費及び就労継続支援B型事業所の実績見込みに伴う減でございます。

地域生活支援事業費、20節扶助費31万8,000円の増額は、日常生活用具給付事業費の実績見込みに伴う増でございます。

4目老人福祉費、補正前の額1億1,597万2,000円に対し1,422万9,000円を減額し、1億174万3,000円とするもので、財源は一般財源です。

老人福祉施設援護事業、13節委託料1,318万7,000円の減額は、養護老人ホーム聖光園指定管理料において、尾鷲市の延べ入所者数の実績見込みに伴う減でございます。

在宅援護事業、13節委託料106万3,000円の減額は、緊急通報システム管理委託料の減額及び23節償還金、利子及び割引料2万1,000円の増額は、高齢者地域福祉推進事業補助金の前年度精算金でございます。

7目子ども医療費、補正前の額3,333万3,000円に対し246万6,000円を減額し、3,086万7,000円とするもので、財源内訳は県補助金の減、子ども医療費助成事業債110万円の増及び一般財源の減でございます。

20節扶助費246万6,000円の減額は、子ども医療費助成金の実績に伴う減でございます。

38ページ、39ページを通知いたします。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正前の額3億3,979万7,000円に対し3,177万2,000円を減額し、3億802万5,000円とするもので、財源内訳は県支出金の減、第四保育園整備事業債3,180万円の減、残りは一般財源の増となります。保育所施設整備事業3,147万2,000円の減額は、13節委託料及び15節工事請負費において入札による不用額の減でございます。

2目児童福祉費、補正前の額7億4,076万9,000円に対し880万2,000円を減額し、7億3,196万7,000円とするもので、財源内訳は国県支出金が730万円の減、残りは一般財源でございます。保育所事業831万7,000円の減額は、委託料、子ども・子育て支援システム改修業務委託料148万5,000円の増、19節負担金、補助及び交付金において低年齢児保育推進補助金95万1,000円の減及び20節扶助費885万1,000円の減額は保育所運営費の実績見込みに伴う減でございます。

40ページ、41ページを通知いたします。

母子生活支援事業48万5,000円の減額は、20節扶助費で母子生活支援施設入所措置費の実績見込みに伴う減額でございます。

3目母子福祉費、補正前の額1億1,133万7,000円に対し892万1,000円を減額し、1億241万6,000円とするもので、財源内訳は国県支出金

が447万6,000円の減、一人親家庭医療助成事業債400万円の増、残りは一般財源の減です。

一人親家庭等医療費助成事業151万3,000円の減額は、扶助費で一人親家庭医療費助成金の実績見込みに伴う減でございます。児童扶養手当給付事業440万8,000円の減額も同じく実績に伴う減でございます。母子家庭自立支援給付金事業300万円の減額は20節扶助費で、実績見込みに伴う減額でございます。

次に、3項生活保護費、2目扶助費、補正前の額3億8,679万4,000円に対し1,300万円を減額し、3億7,379万4,000円とするもので、財源内訳は国負担金が975万円の減、生活保護法63条による返還金が318万2,000円の増、残りは一般財源の減でございます。

扶助費1,300万円の減額は、生活保護費の実績見込みに伴う減額でございます。

最後42、43ページを通知いたします。

4款衛生費、1項保健費、2目予防費、補正前の額4,685万5,000円に対し200万円を減額し、4,485万5,000円とするもので、財源内訳は予防接種事業債2,210万円の増及び一般財源の減でございます。予防接種事業200万円の減額は、委託料、予防接種委託料の実績見込みに伴う減額でございます。

3目保健事業普及費、補正前の額3,989万4,000円に対し200万円を減額し、3,789万4,000円とするもので、一般財源の減でございます。母子保健健診事業200万円の減額は、13節委託料、妊婦健診委託料の実績見込みに伴う減でございます。

以上が29年度5号補正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○三鬼（孝）委員長 続けてお願いします。

○三鬼福祉保健課長 それでは、議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について、福祉保健課分を御説明いたします。

歳入について、予算書の20、21ページをごらん願います。通知いたします。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1億1,320万円は前年度と比べ132万8,000円の減であります。

内訳、1節障害者福祉費負担金914万9,000円は、紀北地域障がい者総合相談支援センター結の運営に対する紀北町からの負担金でございます。

2節老人福祉費負担金1,410万6,000円は、養護老人ホーム聖光園の入所

負担金等でございます。

3節児童福祉費負担金8,994万5,000円は、保育所入所保護者負担金でございます。

2目衛生費負担金、本年度予算額2,046万3,000円は、前年度と比べ125万円の増、内訳は、1節保健費負担金2,046万3,000円は、救急医療体制強化事業他町負担金1,752万8,000円と各種がん検診の自己負担金でございます。

次に、12款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、本年度予算額は2万4,000円で前年度と同じ、1節社会福祉使用料は簡易住宅使用料で、1世帯が入居してございます。

続きまして、24、25ページをごらん願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7億8,164万円で、前年度と比べ2,067万7,000円の減です。

内訳、1節社会福祉費負担金2億411万円のうち、福祉保健課分としては、2行目の特別障害者手当から生活困窮者自立支援事業国庫負担金まで、障害者や障害児及び生活困窮者に対する事業の負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億2,101万1,000円は、保育所運営費に係る児童保護措置費負担金及び児童手当の国庫負担金でございます。

3節生活保護費負担金2億5,651万9,000円は、生活扶助費等4分の3の国庫負担金を計上してございます。

2目衛生費国庫負担金20万円は、未熟児養育医療費等国庫負担金でございます。

続いて、26、27ページをごらん願います。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、本年度予算額1,859万1,000円は、前年度と比べ8,921万9,000円の減です。

1節社会福祉費補助金681万2,000円は、地域生活支援事業費等補助金でございます。

2節児童福祉費補助金1,003万9,000円は、母子家庭等対策総合支援事業等の補助金でございます。

3節生活保護費補助金174万円は、生活保護適正実施推進事業補助金等でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金666万5,000円は前年度と比べ78万3,000円の減、うち福祉保健課分は1節保健費補助金34万1,000円で、新たなス

ページに入ったがん検診総合支援事業補助金でございます。

続いて、28、29ページをごらん願います。

3項委託金、2目民生費委託金、本年度予算額528万2,000円のうち、福祉保健課分は2節の児童福祉費委託金7万円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、本年度予算額3億4,385万6,000円のうち、福祉保健課分は1億9,433万5,000円となります。

内訳は、1節社会福祉費負担金のうち福祉保健課分は、三重県障害者自立支援給付費等負担金、行旅病人及び死亡人取扱費負担金及び三重県障害児通所給付費等負担金でございます。

2節児童福祉費負担金1億1,012万1,000円は、児童保護措置費負担金、児童手当県負担金等でございます。

3節生活保護費負担金579万6,000円は、生活保護法第73条による負担金でございます。

3目衛生費負担金10万円は、養育医療給付事業等負担金でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、本年度予算額8,220万9,000円は、前年度と比べ380万6,000円の増でございます。

1節社会福祉費補助金6,319万7,000円は、心身障害者医療費補助金を初め、次のページをお願いいたします。子ども医療費補助金、三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金を計上しています。

次に、児童福祉費補助金1,519万9,000円は、一人親家庭等医療費補助金を初め、地域子ども・子育て支援事業補助金を補助してございます。

続いて、3節地方改善事業費補助金381万3,000円は、隣保館運営費補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金、本年度予算額930万8,000円のうち、福祉保健課分は1節の保健費補助金266万円で、県特定不妊治療及び不育治療等補助金でございます。

次に、34、35ページをごらん願います。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、福祉保健課分は1節土地建物貸付収入のうち、3段目、福祉保健課関係土地建物貸付料1万1,000円で、聖光園などの敷地内の電柱用地貸付料でございます。

38、39ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入のうち、福祉保健課分は1節災害援護資金貸付金返還金23万7,000円で、平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還でございます。

次のページをお願いいたします。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業費収入、本年度予算額5,292万9,000円は、前年度と比べ1,928万5,000円の増であります。

1節地域支援事業受託事業収入は、紀北広域連合から介護予防を中心とした地域支援事業を行うための受託事業収入で、新年度より地域包括ケアを中心とした新たな事業が始まることによって増額となっております。

続いて、5項雑入、1目雑入のうち、福祉保健課分としては、次のページをお願いいたします。民生費雑入で、生活保護法63条による返還金、福祉医療費返還金等でございます。

以上で歳入についての説明を終え、歳出に移らせていただきます。

114、115ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額8億2,442万7,000円で、前年度と比べ9,007万6,000円の減でございます。

予算の内訳を細目ごとに説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

社会福祉一般総務費5億5,254万3,000円は、主な予算として、13節委託料1,619万3,000円は福祉保健センター指定管理料でございます。

19節負担金、補助及び交付金は、紀北広域連合分担金が4億7,708万6,000円、次のページをお願いいたします。補助金では、社会福祉協議会運営助成金5,459万8,000円が主なものでございます。

続いて、戦没者追悼式費69万円につきましては、第23回尾鷲市戦没者追悼式に係る費用でございます。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金1万7,000円は、特別弔慰金支給事務に関する通信運搬費でございます。

2目障害者福祉費、本年度予算額1億9,000円、前年度と比べて681万9,000円の増であります。内訳は、障がい者福祉一般事務費が36万1,000円であります。

次のページをお願いいたします。

続いて、特別障害者手当等給付費 1,184万6,000円は、20節扶助費、特別障害者手当等給付費として、特別障害者手当33名分、障害者福祉手当7名分を見込んでございます。

次に、医療給付費 7,055万4,000円は、20節扶助費、心身医療費助成金が主なものでございます。

次に、在宅援護事業 1,724万8,000円は、19節負担金、補助及び交付金で、障がい児療育等支援事業補助金 130万円、障害者グループホーム緊急整備事業費 1,500万円が主なものでございます。

予算書 120、121 ページを続けて御説明いたします。

3目自立支援給付事業、本年度予算額 3億6,766万6,000円で、前年度と比べ 1,165万1,000円の増でございます。内訳は、自立支援給付事業一般事務費 2,130万円のうち、主なものとして、次のページをお願いいたします。13節委託料 1,923万5,000円で、障害のある方を対象に相談の各種支援を行う紀北地域障害者総合相談支援センター事業を尾鷲市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

次に、介護給付・訓練給付費 3億3,589万5,000円は20節扶助費が主なもので、障害のある方が安心して暮らせる21種類のサービスを提供するものでございます。

予算書 124、125 ページを通知いたします。

地域生活支援事業費 1,047万1,000円は、主なものとして、13節委託料 461万7,000円は、移動支援事業委託料を初め、社会福祉協議会を初めとする五つの施設に委託をしている事業でございます。

20節扶助費は、ストマ用装具など日常生活用具給付事業費 537万6,000円が主なものとなります。

次のページをお願いいたします。

4目老人福祉費、本年度予算額は1億1,448万3,000円で、前年度と比べ 148万9,000円の減でございます。内訳は、老人福祉一般事務費 482万7,000円は、主なものとして、15節工事請負費 360万円は養護老人ホーム聖光園の各居室の空調機につきまして老朽化に伴う更新を実施しており、4年目となる平成30年度も10部屋分の更新を予定しております。

続いて、老人福祉施設援護事業 1億23万8,000円は、主なものとして、13節委託料 9,423万1,000円は聖光園の指定管理料として、定員50人中尾

鷲市民の入所を37名分見込んでございます。

20節扶助費596万2,000円は、老人福祉施設入所者措置費でございます。

次に、在宅援護事業941万8,000円の主なものは、13節委託料447万2,000円で、緊急通報システム管理委託料150台分を見込んでいます。

19節負担金、補助及び交付金は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金として195万4,000円、次のページをお願いいたします。尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円を計上してございます。

6目行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度と同じ25万1,000円でございます。

130、131ページを通知いたします。よろしく申し上げます。

7目子ども医療費、本年度予算額3,814万2,000円に対し480万9,000円の増でございます。これは助成の対象を12歳から15歳まで引き上げたことによる増額でございます。

主なものとして、13節委託料228万5,000円は、制度改正に伴うシステム改修委託料、20節扶助費3,532万6,000円は中学校までの入通院を対象とした医療費助成金でございます。

次に、8目介護保険費、本年度予算額5,344万6,000円は、前年度に比べ1,960万4,000円の増で、包括ケアの取り組みとして新規事業がふえたことによるものでございます。

新規事業といたしましては、地域包括ケア事業、認知症初期集中支援チーム事業、生活支援体制整備事業など、三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会に委託することとしております。

地域支援事業（任意）について御説明いたします。709万7,000円で、委託料は食の自立支援事業211万9,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービス110人を見込んでおります。

19節負担金、補助及び交付金13万円はごみ出し支援事業補助金、20節扶助費は412万円で、家族介護慰労扶助費10万円と介護用品給付費402万円で、これは自宅で要介護4及び5の方を介護している方に対しておむつ購入券を給付しているものでございます。

地域支援事業包括事業は1,920万6,000円で、地域包括ケアを進めるための新規事業、先ほど申し上げました三つの事業を行うこととしております。

予算書134、135ページを続けて御説明いたします。

10目生活困窮者自立支援事業費、本年度予算額748万8,000円は前年度に比べ29万1,000円の増でございます。本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、尾鷲市社会福祉協議会に委託し連携しながら取り組んでいる事業でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,295万7,000円は前年度と比べ3億594万8,000円の減となります。内訳は、次のページをお願いいたします。児童福祉一般総務費355万7,000円は、子ども・子育て会議及び子ども子育てまちづくり座談会に関する費用のほか、13節委託料として、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料247万4,000円を計上してございます。

ここで債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の9ページを通知いたします。

先ほど御説明いたしました計画策定に関しまして、債務負担行為としまして子ども・子育て支援事業計画策定業務委託を平成31年度に290万2,000円計上いたしております。これは5年に一度策定する本計画において、平成30年度にアンケート調査と集計、平成31年度に策定業務を円滑に行うための債務負担行為でございます。

予算書に戻りまして、136、137ページを通知いたします。

放課後児童健全育成事業1,180万9,000円は、13節委託料、放課後児童クラブ運営委託料で、尾鷲小学校のわんぱくクラブ、福祉保健センターで実施しているくれよんをそれぞれ委託するものでございます。

次に、ファミリーサポートセンター事業は予算が7万円で、子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、市がそのコーディネートを行う有償ボランティア制度で、年間25件ほどを見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

多子世帯支援事業253万2,000円は、20節扶助費、多子世帯支援給付費で、3人目以降が生まれた世帯に対し2年間にわたり紙おむつと粉ミルクを購入する券を支給するもので、35世帯を見込んでおります。

次に、2目児童措置費、本年度予算額7億3,297万9,000円は前年度と比べ593万5,000円の減であります。内訳は、保育所事業5億4,272万円のうち主なものとして、13節委託料、地域子育て支援センター事業委託料1,059万5,000円は、尾鷲第二保育園に併設するちびっこひろばを、また、新規事

業として、改築後の尾鷲第四保育園で実施する一時預かり保育事業委託料322万5,000円を尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金7,321万1,000円の主なものは、認可保育所に対する特別助成金1,181万1,000円、尾鷲乳児保育園、尾鷲第一保育園で実施している延長保育事業に対する761万3,000円の補助金、次のページをお願いいたします。加配保育士を配置して児童の発達を支援する障害児保育事業補助金3,957万8,000円などがございます。

20節扶助費4億5,513万7,000円は保育所運営費で、市内7カ所の保育園において年間延べ4,800人の児童を保育するための運営費でございます。

次に、児童手当給付金事業1億8,831万3,000円は、主なものは扶助費、児童手当で1,435人の児童を対象に見込んでおり、減少傾向にございます。

次に、母子生活支援事業114万7,000円は、20節扶助費の母子生活支援施設入所措置が主なもので、1世帯2名の4カ月分を想定して計上してございます。

次に、児童相談事業79万9,000円は、家庭児童相談業務に係る費用に加え、平成30年度は発達支援にかかわる職員を三重県立子ども心身発達医療センターでのCLM研修に参加させるための旅費等の費用を計上してございます。

次ページをお願いいたします。

続いて、3目母子福祉費、本年度予算額は1億595万6,000円で、前年度と比べ494万3,000円の減でございます。

内訳は、母子福祉一般事務費2万1,000円は女性相談業務に係る予算を計上しています。

次に、一人親家庭等医療費助成事業1,403万5,000円の主なものは、20節扶助費の医療費助成金で、ひとり親家庭の母子及び父子で高校卒業までの間ひとり親家庭における福祉の増進を図る目的で、対象として父母201人、児童307人に医療費の助成を行っております。

次に、児童扶養手当給付事業8,913万1,000円は20節扶助費の児童扶養手当が主な支出で、所得に応じて手当を支給し、ひとり親の自立を促進しております。対象は191世帯で、うち父子世帯が19世帯でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、母子家庭自立支援給付金事業266万8,000円は、母子及び父子家庭の母及び父が看護師などの資格を取得するため、1年以上養成機関で就業する場合に給付金を支給して資格の取得を支援するもので、2人分を計上してあります。

次に、ひとり親家庭等日常生活支援事業 10万1,000円は、ひとり親家庭における子育て支援の目的で、家庭生活支援員が低料金で育児などのサービスを行うものでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額 2,670万1,000円は、前年度と比べ 217万3,000円の増でございます。

予算の内訳は、146、147ページをごらんいただきます。生活保護一般事務費 506万5,000円は、生活保護担当職員の資質向上を目的に、生活保護適正化事業を含む一般事務費を計上してございます。主なものは研修や施設訪問に伴う旅費 33万6,000円のほか、委託料 396万7,000円では被保護者就労支援事業委託料を、生活困窮者対策として社会福祉協議会に委託するものでございます。

2目扶助費、本年度予算額 3億3,735万9,000円は、前年度と比べ 2,737万2,000円の減でございます。これは、生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するため国が定めた扶助費を支給するもので、170世帯、191人に見込んでおり、減少傾向にございます。

3目生活保護施設事務費、本年度予算額 612万円は前年度と比べ 252万円の増でございます。この予算は、居住する家がなく、施設に入所させる必要がある方に係る事務費負担金で、3名分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

4項地方改善事業費、1目地方改善事業費、本年度予算額 1,076万9,000円で、前年度と比べ 33万8,000円の増でございます。

予算の内訳は、隣保館運営事業 325万3,000円は、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び林町会館を中心に各種の講座や人権講演会などを行うものでございます。

150ページ、151ページを通知いたします。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費、本年度予算額 4,093万円は前年度と比べ 36万5,000円の減でございます。

財源内訳は省略いたしまして、予算の内訳を申し上げます。一般保健事業 372万円のうち、主なものは19節負担金、補助及び交付金 356万2,000円で、次のページをお願いいたします。紀北医師会や尾鷲歯科医師会に対する地域医療助成金 225万円と県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金 121万円が主なものでございます。

次に、救急医療体制強化事業 3,670万5,000円は、救急医療の円滑な実施

を行うため、13節委託料として一次救急体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、19節負担金、補助及び交付金で病院群輪番制病院運営事業補助金3,332万円を尾鷲総合病院へ補助しております。

次に、未熟児養育医療費助成事業50万5,000円は20節扶助費が主な支出で、医療を必要とする未熟児に対し必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものでございます。

次に、2目予防費は本年度予算額4,643万円で、前年度と比べ42万5,000円の減、財源は全て一般財源でございます。主な支出は、13節の委託料4,517万9,000円は、乳幼児、児童・生徒、高齢者に対し予防接種を行う目的で紀北医師会及び県内の医療機関に委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目保健事業普及費、本年度予算額4,736万3,000円は前年度と比べ748万7,000円の増でございます。

予算の内訳は、健康増進事業3,235万8,000円の主なものは、次のページをお願いいたします。13節委託料2,711万9,000円は各種がん検診のほか、健康増進法に基づく各種検診の委託料でございます。

次に、母子保健健診事業1,346万8,000円の主なものは、次のページをお願いいたします。13節委託料1,178万2,000円で、乳児1歳半、3歳児及び妊婦の一般健診の委託料でございます。

次に、メンタルヘルス事業30万3,000円は、鬱傾向が高い本市におきまして、鬱病の早期発見・早期治療が可能な地域づくりを目指し、鬱予防の普及啓発やこころの健康教室などを実施する目的で行うものでございます。

続いて、歯科保健事業85万6,000円の主なものは13節委託料73万1,000円で、保育園児に対するフッ化物洗口事業と成人に対する歯周病、歯周疾患病健診を実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、健康ハッピーデー事業27万9,000円は、尾鷲市健康増進計画の主要取り組みである4事業について、啓発、実践する場として健康ハッピーデーを行うための予算でございます。

最後に、尾鷲市健康弁当普及啓発事業9万9,000円は、本市における健康課題である高血圧を克服するため、食を通して市民への健康意識を高める目的で開発した健康弁当について、広く市民への普及啓発を行うための予算でございます。

以上で、平成30年度の一般会計予算のうち、福祉保健課分の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。ただいま福祉保健課長から議案第14号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○濱中委員　予算書で言いますと、ちょっと待ってくださいね。133ページです。この地域支援事業なんですけれども、生活文教のときにも御説明はいただいたんです。主要事項のほうで。だけど、きょう予算書を見てちょっとよくわからなくなったんですけれども、この介護保険費の中に入っているということで広域からの受託事業になっておりますよね。

それで、まず聞きたいのが、この中の地域ケア会議の受託を受けてこれをまた包括のほうに委託するわけですよね。委託の内容、どういった委託をするのか。委託の細かいところですね。それと、その成果物として求めるものは何なのかということをちょっと説明いただけますか。

○三鬼福祉保健課長　委託事業ですので、仕様書をもとに委託契約を結ぶことが前提となっております。

ケア会議につきましては、通知させていただきます。予算概要の24ページにも御説明があるように、やはり多職種が連携して地域の課題を洗い出し、それをどう解決に結びつけていくかということを行うための会議の運営が主なものとなります。

その中には作業部会が幾つかございます。在宅医療・介護連携部会、認知症初期集中支援チーム、生活支援体制整備、ここに新たに予算として上がっている三つ、四つの事業を集中的に審議する作業部会がその中に設置されまして、それを地域ケア会議として議論し、その上でまた広域連合がこの委託事業の大もとですので、広域連合でも広域連合議会に報告すべく検討してどういうふうな実績ができたかというのを検証することになっておりますので、基本的には多職種連携で地域の課題をどう解決に結びつけていくかを仕組みづくりについて考える場としての仕様書になると思います。

○濱中委員　例えばこの部会は年何回ぐらいとか、開くスパンとか、そういったことまではもう全部包括さんにお任せするということですか。

○三鬼福祉保健課長　この事業は新規事業として上がっていますが、以前までも地域ケア会議を実施しておりまして、各部会年間3回程度の開催を目標に実施してきているのが現実でございます。

会議として位置づける3回のほかには、例えば社協のメンバー、包括のメンバー、

市のメンバーがほぼ毎週会合を行っております。そういう場に今後は各地区の課題も解決する目的で集落支援員や地区センター長を含め、随時の会議も含めて行う予定でありますので、そういう会議での議論や結果についてもそういう作業部会に反映するように複合的に考えていきたいと思っています。

- 濱中委員　もうずっと十数年以上地域のケア会議が開かれておるのは聞いておるんですけども、そのケア会議でまとまった、例えば最終的に政策に生かすところがどこであったかというような報告って実は聞いた覚えがなくて、それで恐らくいろんな地域を支援するための事業の中にそれが生かされているんであろうなということは想像がつくんですけども、今回地域ケア会議ってもう介護保険法の中でもきちっと位置づけをされておりますし、ちょっと何かイメージがつかんのですよ。
- といいますのは、これは広域の話になっていくんですけど、広域から受託するでしょう。でも、広域でもケア会議を持つと言っておるんですよ。そうするとその階層が一体、今回尾鷲市が包括に渡すケア会議の階層がどこなのかがちょっとイメージがつかんのですよ。わかりますか。

例えばさっき言われました集落支援員の話でも、さっき市民サービス課のほうから説明をいただきまして、集落支援員が今やっておる九鬼地区における課題の洗い出しというあたりのアンケートを含めた聞き取りであるとか、それがまさしくこのケア会議の地域の課題の抽出の部分かなというのがわかったので、じゃ、それがこのケア会議の中の現場の洗い出しの中に入ってくるものなのか。そうすればほかの地域の課題の洗い出しはどういった層の人たちがするのかとか。

それから、じゃ、最終的に政策に生かしていくときには、この尾鷲市が包括に委託したものが尾鷲市に戻ってきて、尾鷲市の中で政策として反映されるのか。それとも広域の会議のところへ持っていくための洗い出しなのかという、そういう形がちよっとはっきり今わからんというのは、4月からいきなりやらんなんことやのになのかかなと思って、その辺のこの会議の位置づけはどの辺になるんですか。

- 三鬼福祉保健課長　結論から申し上げますと、尾鷲市包括支援センターにこの事業を委託します。その場で行われるケア会議が本体です。

それには紀北広域連合も私たち市も参加しますし、民生委員や医療関係者、消防関係者もオブザーバーとして参加したり、そこで決まったことを地域全体の課題として、やはりこれは介護保険法に基づく受託事業収入を原資としておりますので、最終的には広域連合の尾鷲市と紀北町でこの仕組みを役立てていくというところに戻るんですけども、尾鷲市は尾鷲市で地域の課題は紀北町と似て非なるところも

ありますので、やはり包括支援センターで委託するケア会議での会議が本体です。

それから上がってきたものは議会に説明したり、きょう広域連合議会でも説明いたしますけれども、過去の実績を申し上げますと、やはり地域の課題で例えば障害者の方が利用しやすいような施設にするためのマップづくりとか、例えば介護事業所とか、そういう医療機関がどういうところにあるのかという、そういう地図づくりとか、そういうところも委員の提案によって行ってきましたが、それらを総称して今後在宅医療・介護連携の中にそういう医療とか薬局とかの情報も含めて随時更新していくような仕組みもできていますので、課題の洗い出しと考えていただければ一番的確かなと思います。

○濱中委員　課題の洗い出しの部分はこの地域ケア会議の進め方、厚労省からもいろんな指針とか解説とかが出ておるんですけど、個別課題の洗い出しというところから始まっていますよね。

例えば介護保険を利用できる立場の方ですとそれぞれの課題なんかはそれぞれのケアプランを立てるケアマネジャーさんが持っておりますけれども、要介護認定をされていない、いわゆるこれから認定にならないための予防事業にかかわる方に関しましては、そういうケアマネさんがついていないわけですから、地域のそれぞれの事情を知る方たちの課題抽出というのが必要になってくると思うんですけども、これが市全域を網羅できるものなのか。

それとも、このケア会議はもう要介護認定された人が対象なのかというあたりがちょっと心配になるところなので、地域の事例の洗い出しという部分で、市民サービスのときの話にもありましたけれども、市中心部になると自治会もなくて福祉委員会もないところがあってということなんかの解消を、このケア会議を進めながら解消していくような、そういった委託の中の注文はないのかなと思って気になっておりますが、そのあたりはどういう考え方でよろしいですか。

○三鬼福祉保健課長　今わかりにくいとおっしゃられたのは、恐らくケア会議が作業部会に分かれてするという事は御理解いただけると思うんですけど、その作業部会ごとに在宅医療・介護連携部会、認知症集中支援チーム部会、一番下にあります見守りやごみ出し、買い物サロンなどを行う生活支援体制整備事業とか、大きな課題が四つございます。それごとに作業部会を設置して、ケア会議として議論するんですけど、動く本体は別にございます。人が配置されていて。

それで出てきた課題をそういう民生委員さんとかの力もかりて議論する場が地域ケア会議で、そういう位置づけですので、全ての地域の課題をこの地域ケア会議が

解決するのではなくて、それぞれの先ほどの生活支援体制整備事業の認知症とか、在宅医療・介護連携の各職員が行ってきたことも発表する場でもありますし、それに対して意見をもらったり修正をする場でもありますので、地域ケア会議というのはその場において議論をする作業部会の報告の場も年3回ほど設けられますし、そういう方で今後整理していくということが基本になっているんですけど。

○濱中委員 いや、議論するための材料が必要じゃないですか。それを集めてくるそのチームもケア会議の中だと私は理解しておったんですけども。なので、これは文章で書かれておるので実はすごくわかりにくいなと思って、それで今までに包括ケアシステムのああいう図解されたものであるとか、ケア会議の図解であるというのは全国的に見てこうなっておるんですわという、国が出されておる言ったらモデルの解説図やったように思うんですよ。なので、この尾鷲市においてはこういった作業部会があって、こういった形で課題を抽出してきてというようなフロー図を一度見せていただければなと思うんですよ。

それで、この介護保険に関しての項目を見ると全部ほとんど委託事業になっておりますので、介護事業は市のほうでやることというのはもうないのかなと。極端に言うと。

○三鬼福祉保健課長 基本は市が行う事業ももちろんございますし、委託事業として社会福祉協議会の保健師や社会福祉士のお力をかりてするところも大きくございます。ですけど、全てこの仕組みづくりについては市は相当なかかわりを持たせていただいて、この立ち上げにも作業部会として3年ほどかかわらせていただいておりますし、今後もこの中に加わっていくこととございますので、尾鷲市も委託元ではありますけれども、委託元は委託する責任がございますので、それについてはしっかりと果たしていくこととありますし、市が何もしないというわけではなしに、より責任は重いと思っています。

ケア会議の整理としますと、やはり生活支援体制整備事業は2人の職員が配置されて事業を行います。在宅医療・介護連携も総合病院の中に2人の連合からの職員が派遣されてお仕事をします。認知症も1人の認知症のための保健師が活動します。そういう活動状況を報告する場でもあって、それに対して修正を加える場でもあるというふうに御理解いただければ、地域ケア会議が終着点ではなくて、やっている事業を検証する場、PDCAサイクルを検証する場としてお考えいただくほうが整理はしやすいと思うんですけど。

○三鬼（孝）委員長 4時を過ぎましたけれども、委員会を続行いたします。

○濱中委員 私ばかりあれなんですけれども、最後に、わかるんですよ。議論してあれなんやけれども、最終的に困っているというか、地域で望む生活を高齢者たちができるようなものの政策実現まで行くところですよ。政策をつくるところまで行くわけですよ。それで、それを実行するのは、それは違うところはわかるんですけれども、その実現に行くまでに情報収集をしてきて会議をするというフロー図を一度出してください。見せてください。近いうちで結構です。

○奥田委員 今の濱中委員の言われた関連なんですけど、ぜひそのフローというか、この前生活文教常任委員長の濱中委員がこれだけ言われるということは、やっぱりこの地域包括ケアシステムというのは、私もこの前生活文教を傍聴させてもらって今の話は大体わかりました。大体ね。

ただ、この地域包括ケアシステムというものがどう絡んでいるのか。地域包括センターの中に地域ケア会議があるわけなんですよね。それに社協があり、広域連合があり、これは広域連合の受託事業なんですか。広域連合があれですね。事業らしいけど、広域連合で社協あり、市があり、地域支援員とかいろいろあるやないですか。民生委員もそうやな。民生委員も絡んでくる。その辺の関係図みたいなのを一覽でぼんと出してもらったら本当にわかりやすいと思うんやけれども、本当にわかりにくいんさね。でも、大体わかりました。課長の話聞いておって。ぜひそれをお願いしたい。

○三鬼福祉保健課長 またわかりやすく、例えば福祉と一口に言いましても市の福祉もあれば社会福祉協議会とか、いろんな社会福祉事業もありますので、1回その辺を整理して御提案させていただきますし、先ほどの濱中委員の御質問の中でやはり一番問題となっているのは、24ページの表にある生活支援コーディネーターも含めた生活支援体制整備事業、これができるのと皆さん大体しっくりくるような感覚になると思います。

やはり見守りやごみ出し、買い物支援というのはなかなかいろんな制約があってできていないのも現実です。例えば買い物支援のためにデマンドでタクシーを運行したいという要望もいろいろ聞きますけれども、公共交通の規制もあってなかなかできないとか、道路運送法の絡みもあってなかなかできていないのも現実です。

介護保険法でヘルパーさんが行える事業にも制約があるのも事実ですので、この辺を誰が担い手となってこれをカバーしていくかというのを考える生活支援体制整備事業1,057万円ほどですけれども、これをどう組み立てていくかというのが包括ケアができるかできないかの分かれ目だと思っていますので、これについては

容易なことではありませんけれども、やはり真剣に取り組んでいかなければ、この正否が包括ケアの進みぐあいを左右すると思っています。

○奥田委員 課長、1回尾鷲市の医療も含めて、福祉と医療というのがこういう関係なんだという、こういうふうなあれで、関係図でやっているんだというのを1回A3、1枚ぐらいで示してもらえるとありがたいな。そういう市の方針もよくわかるし、どういう関係かぜひお願いします。

それで、予算書の130、131ページの子ども医療費のことをちょっとお伺いしたいんですけども、これはいつから中学校卒業までの通院、9月やったかな、10月から。

○三鬼福祉保健課長 9月受診分からでございます。30年の9月受診分からです。

○奥田委員 これでやっと中学卒業まで、入院のほうはやっていますから通院医療も無料ということで、これは本当は私が一般質問したかったんやけど、都市計画税とかいろいろあったもんでできなかったんですけど、この前県へ行って調べたら、やっぱりそれでも最低レベルなんですよね。29市町あって。紀北町も熊野市も御存じのとおり高校卒業まで入院も通院もやっていますし、今後そういう見通しってちょっと市長どうかなと。

○加藤市長 委員御指摘のとおり、うちが最低レベルだったんですね。だから、最低レベルだからやっぱりふだと同じぐらいの、ほかのところ、市町と同じぐらいのところまでやっぱり上げよう。それでもおっしゃるようにまだ最低なんですよね。

確かにこれは非常に重要な話なんですけれども、とりあえず一応レベルとしてほかの市町にやっと追いついたと。まだおくられているんですけど、ほかの全体から比べたら。とりあえず一応そこまでやらせていただいて、今度はまた次のステップとして、要するに窓口負担の云々という話も出てきますし、いろんな課題がステップアップでちょっとやらせていただきたいと思っているんですけど、まずここまでやらせていただいて。

○奥田委員 ぜひそれをまたお願いしますわ。せっかく上げていただいてもまだ最低レベルやもんですからね。

それで、市長に1個お伺いしたいんですけども、今回あした議論になると思いますが、観光物産協会のほうに大分メスを入れられたということで、今の予算書を見ておって社協とか民生事業協会、保育園を運営しておる。そういうところの補

助金とか委託料が結構多いじゃないですか。こういうところも今後決算書を取り寄せてメスを入れるということは当然市長は考えておるんでしょうね。そうじゃないと財源は出てきませんもんね、いろんな今の子ども医療費のこともですけど。

○加藤市長　　まず、こういうできるところから一応今回手をつけていこうというようにことなんですけれども、さっき御指摘のとおり社会福祉協議会にしても民生協議会にしても全て見直していかなきゃならないと思います。

どこまでできるかというのは中身を見ないとちょっとわからないんですけど、一方ではこの前御指摘があった指定管理の話ですね。こういったものもきちんとした基準というのか、どういうベースの中でつくり上げていくかというような、そういうことも基本的なものはできましたので、それを見ながら結構やっていかないと、来年度本当に私もちょっと不安で不安でしゃあないんですけど、とりあえず一応そういうところもやって見直しというのは見直し基準というのもきちんにつくりながらやっていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員　　補正予算の38、39ページなんですけど、児童措置費の中で委託料の子ども・子育て支援システム改修業務委託料148万5,000円なんですけど、これは入札なの、それとも随契というか、どういった進め方をするんですか。

○三鬼福祉保健課長　　これにつきましては全額補助事業でございます、保育所運営費の保育士の処遇を改善するための加算が近年ございます。それを現在トウテックアメニティに尾鷲市が情報端末等を委託している事業の中において、保育料を計算するシステムがございます。それに処遇改善事業の内容を反映する必要がございますので、そこへの随意契約を前提とした100%補助事業での計上でございます。

○三鬼（和）委員　　これは定例会が終わって1週間ぐらいしかないんですけど、その間でできるんですか。繰越明許とかがされていないので、年度内中にこの改修業務、これはできるんですか。具体的に説明してください。

○三鬼福祉保健課長　　この業務につきまして当然予算化するにはそれを精査させていただいて、予算書、見積書も取り寄せております。基本的にはこのシステム改修における費用につきましては14日、1人の方が行うとして14日間でできる業務というふうにシステム上の見積もりが来ています。

2人で行うと7日間でできるということも含めて、システムがパッケージでもうつくられておりますので、それを尾鷲市版にアレンジするという作業が一つ要りま

すけれども、それにつきましては議決後でできる範囲でということで判断して計上させていただきます。

○三鬼（和）委員 念を押しますけど、説明の段階で今十何日かかるのを2人でやったら半分みたいなあれなんですけど、本当に年度内に間違いなくできるんですか。そういった事故を起こされては困るので、その確認だけ。

○三鬼福祉保健課長 それは重々業者とも確認した上で上げさせていただきます。

○小川委員 ちょっと繰り返しになるんですけど、これは予算概要の24ページですか。生活支援コーディネーターというのは何名配置するんですか。

○三鬼福祉保健課長 この予算組みの内訳では2名を想定しております。

○小川委員 この2名で見守り、ごみ出し、買い物、サロンなどについての仕組みづくりを進めるとなっておりますけど、先ほど市民サービスで聞いたときにごみ出しじゃなしに見守り等買物はこの集落支援制度を使ったらどうかという話があったんですけど、生活支援コーディネーターがやってくれるという話があって、情報の共有というのができていないんじゃないかというのがありまして。

○三鬼福祉保健課長 基本的には生活支援コーディネーターは市全体をコーディネートする役割ですので、地区地区においてはやはり集落支援員も含めた例えば地区福祉委員さんとか民生委員さんとか、キーマンとなる方にいろんな相談を持ちかけてしないとだめですので、集落支援員のかわりを生活支援コーディネーターがするという役割ではございませんので、その辺市民サービス課ともきちっとお話ししているのですが、表現にちょっと相違があったので申しわけございませんが、今の私の答えが基本的な答えでございます。

○小川委員 これは同時に進行しないと受け皿がないと言って、ここだけでいろんな仕組みづくりをしたって受け皿がなかったら何にも前へ進まないんじゃないかと思うんですけど。

それで、それはそれでもういいですけど、認知症支援チームができて認知症ケアパスというのがありますよね。これって何冊ぐらいつくられて、認知症の気づきという部分でもそのパスが必要だと思うんですけど、支援チームが当たるところにそれを使うんですか。それとも何冊かつくって65歳以上に配るとか、そういうのはどうなんでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 ケアパスにつきましては基本的には印刷が可能なものですので、ある程度置いて、センターとかいろんなところに最初は置きますけれども、

随時、全ての方に配るわけではなくて必要とされる方を中心に配りますので、相談を受けたときに配る、あとケアパスにつきましては治療が前提となりますので、そういう治療方針を説明する方に優先的に配りますが、各センターとかそこにも置いて普及に努めたいとは思っています。

○小川委員　　そうするとケアパスの中には気づきと、それからまたどこに連絡していいとか、そういうことも書かれておると思っていますので、ぜひお願いします。

それで、またこれも先ほどと一緒に繰り返しになるんですけど、23ページ、予算概要の、子ども医療費の部分なんですけれども、県支出金の1,639万6,000円というのは、これは何歳までを対象に補助されているんですか。

○三鬼福祉保健課長　　現在県は小学校6年生卒業までの12歳の入通院に対して2分の1を補助していただいていますので、中学校や高校まで補助している場合は補助の対象外ですので、それぞれの市町の全額負担となります。

○小川委員　　それで、県が来年から進めている現物給付ですか。小学校に上がる前まで、入学前までの。それをすると1.3倍ぐらい医療費がふえるというのがありますよね。鈴鹿市なんか1.3倍になったとか、そのふえた部分に関しては、県が進めるのであればふえた部分も県が見てくれるんですか。

○三鬼福祉保健課長　　県が平成31年4月から小学校に入るまでのお子様に関して、今は現実窓口で医療費を払って2カ月後に戻ってくる償還払い方式なんですけど、窓口で払わなくていい現物給付ということを目指しております。

それにつきましては、県の姿勢としては6歳未満の児童のうち、児童扶養手当の所得水準以下の子供に限りその制度を適用するというのを各市町に説明しているんですけど、各市町の反応を見ると、そういう制限をつけることはシステム改修にしても日常の業務にしても非常にふぐあいがあるということで、ほとんどの市町は6歳未満に所得要件をつけない方向で進んでいるというふうに聞いております。

ですけど、県はあくまでも6歳未満のうち所得水準以下について2分の1を補助するという方針しか示していませんので、今委員言われるふえた分をどうするのかというのは、原則6歳未満の児童扶養手当水準以下の方には適用されるという説明ですけども、超えた部分についてどうするかというのは今後議論になってくると思っていますので、その辺は注意をして見ていきたいと思っています。

○小川委員　　県が進めるのであればぜひ市町に負担のかからないようなやり方でやっていただくように強く要望していただきたいと思っています。

以上です。

○濱中委員 済みません。あと2点、細かいところなんですけれども、済みません。1点が母子手帳のところがどこやったかがちょっと説明がなかったので、母子手帳の配付というか、届け出があったときに配付がありますけれども、現在尾鷲市の母子手帳は従来型の6歳までのものなのか。

今民間でも手に入る20歳の母子手帳というのがあるんですけれども、一部実際では自治体がお渡しする母子手帳をそういったものに行っているところもあるんですけれども、母子手帳をとりに来られた方からそういった要望が出ていることはないのかどうかというあたりと、今後それを採用することはないのかというのが1点。

あと、119ページの民生委員さんに対する補助金の中できつと民生委員さんの活動費が出されるのかなと思うんですけど、先ほどの地域包括ケアシステムの構築においてでも民生委員さんの役割は今まで以上にずっとふえると思うんですけど、ほかの自治体との比較もちょっと必要かなと思うので、こういった国からある程度計算された式以上に各自治体から上乘せがされたりという自治体も聞いておりますので、そういった比較のできる資料があったらまたそれをお願いしたいなと思っています。その2点をちょっとお願いします。

○三鬼福祉保健課長 まず、1番目の母子手帳の関係は157ページの母子保健事業の中に予算が組まれています。

それと、あと母子手帳につきましては、現在尾鷲市においては15歳までの記録ができるような形で整理はさせていただいていますので、保護者等からの要望につきましては後ほど係長から説明させますけど、2点目の民生委員の資料について、以前にも御指摘がありましたので、ちょっと資料を通知させていただいてよろしいでしょうか。

各市町の民生委員の活動に対する助成状況をちょっと調べさせていただきました。というのは、以前民生委員の活動費について尾鷲市が低いときがございまして、一度上げていただくときの資料として、以前にも収集したことがありますので、最新版として整理させていただきました。

やはり民生委員の活動についても地区によって例えば見守りまでお金を払っていただいているところもあれば、友愛訪問という形でボランティアでいただいているところ、さまざまでございます。尾鷲市はそこにございますように1人当たり2万円の助成額を財政との交渉で獲得しております。平均が3万1,565円という人数当たりにしますと低いほうではございます。市では志摩市が尾鷲市よりか単価的に低だけで、あとは同等か上のところがございますので。

やはり内容に対してどういう援助があるかということが大事だとは思いますが、今後も民生委員さんが今後包括ケアの中で果たしていただく役割に対してどういう応分の助成ができるかということも広域連合とも考えていきたいと思っています。

○濱中委員 福祉委員さんなんかはいろんな機会にお話をさせてもらって、本当にボランティア精神でやっていただいている方が、皆さんその意気込みがある方ばかりなので、お金の問題かと言われればあれなんですけれども、やっぱり継続をしてやっていただくということに関しましては、その報酬というよりは経費って今本当に以前より携帯電話であったりとか、車で移動するとか、経費がかさんでいることには間違いがないかなと思います。

包括ケアシステムの構築の中で皆さんボランティアでやるよとは言うものの、やはりそこにはある程度の経費というものがきちんと保証されんと継続ということが難しい部分も出てきますので、そういったあたりが本当に全てが甘えてよいものなのかどうかは、そういった事業を進めていく中でできるだけ確認をしながら進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三鬼福祉保健課長 民生委員さんの活動につきましては、国からも費用弁償という形で電話代等の必要経費の最低限のものはいただいているんですけど、もう今後活動しやすくように、そういうフォローについても考えていきたいと思っていますので、よろしく願いします。

○東福祉保健課係長 済みません。母子手帳について御説明させていただきます。

母子手帳につきましては、先ほど課長が御説明しましたように尾鷲市では市販のものになります。既製品のものになりますが、中学校まで活用していただけるものを使用しております。

それに関しましては、保護者等からの御希望があったわけではなく、保健師のほうで中学校までが予防接種の対象となりまして、ぜひ活用していただいて記入もしていただきたいので、それと小学校に上がってしまうといろいろなことがお母さんたちに情報が入りにくくなりますので、子育て情報も網羅しているような市販のものを活用しております。

それと、母子健康手帳というのが正式な名称ではございますが、尾鷲市では親子に、お父さんも一緒に子育てには参加していただきたいということで親子手帳というものを購入いたしまして配付させていただいております。

以上です。

○仲委員 主要施策の32ページ、予算についてはいろいろ散らばっていますけ

ど、予算の概要ということで事業の目的では発育、発達支援というような目的がありますけど、事業の内容の中にそういう事業の組み立てがない。特にワンストップという中でも言ったら子育て世代包括支援センターが立ち上がるという中で、子育て世代包括支援センターのあれが見えてこないんですね、これでは。子育て支援アドバイザーの立ち位置もちょっとわからんということで、そこらはどのように考えておるんですか。

- 三鬼福祉保健課長　この主要施策のまとめ方は母子保健事業を中心にさせていただいております。これにつきましては、子育て世代包括支援センターは機構改革後の健康づくり係と子育て支援係の二つを合わせて子育て世代包括支援センターの役割を果たします。

今回ここに記載されているのは、従前の健康づくり係が受け持つ母子保健を中心に記載させていただいておりますので、発達支援についての記載がないのはそういう理由でございますが、やはり一体的にやっていくのが基本ですので、いずれきちっとした形で整理をしたいと思っています。

- 仲委員　一応臨時議会で機構改革は認められていますので、やっぱり子育て世代包括支援センターの体制がわかるフロー図を、前にもありましたけど、出していただいて、せっかく研修を受けるアドバイザーの立ち位置、幼稚園なり保育園なりそこらの支援があるかどうかというのをきちっと明記させて、それにワンストップがどのような格好で流れるか。そこらをお願いしたいと思います。

以上です。

- 三鬼福祉保健課長　いずれ時期が来ましたら新たな職員配置も総務課から示されますので、それも踏まえて委員おっしゃるような形で提供したいと思います。

- 楠委員　ちょっと数が多いのでしばらく我慢してください。5時前まで。

ます、ページ数だけ言います。191ページの社協の関係、助成ですね。それから、129ページのシルバーの補助、この関係については具体的にどういう助成金の流れ、補助の流れ、これについては今すぐ答えなくていいので、また後日お金の流れというんですかね。そういうものをちょっと享受してもらえばいいと思うんですけど。119ですね。済みません。上の段の補助金のところですね。申しわけないです。

- 三鬼福祉保健課長　119ページ、社会福祉協議会運営助成金のことでよろしいでしょうか。これにつきましては、社会福祉法人に対しての運営費補助金というのを補助要綱に基づいて設定しております、主に職員の人件費及び関連する活動

費、活動費は社会福祉協議会自身の財源もありますので、それで補えない部分の市が行うべき、支援すべき部分について予算化しております。基本的にはこの金額につきましては年を四半期に分けて、3カ月に一度請求をいただく形での支払いが基本となっております、年4回が補助金の流れとしてしてございます。

○楠委員 基本的には市の助成もある程度必要だというのはわかるし、市のほうがやらなきゃいけない事業を社協でやってもらっているのはわかるんですけど、それ以外はあくまでも自己として収益性を上げてやることがあると思うので、その辺のところをもう少し福祉のほうの担当として指導をしていかないとまずいのかなというふうには思います。

次にいいですか。121ページの審査会のお金が倍増になっているんですけど、これは人員の数がふえたということですか。

○三鬼福祉保健課長 この審査におきましては3年に一度対象者が増加するときがありまして、2年間は少ないんですが、3年に一度審査の対象がふえるときがございまして、そのためでございます。

○楠委員 次に、133ページの研修のスクエアステップリーダー養成講習会、これは職員が行く講習でよろしいのでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 スクエアステップにつきましては、三重大学と中部電力の協力を得まして行っている認知症に効果のある升目を踏んでいく楽しいゲームなんですけれども、これにつきましては参加者が非常に多くて好評を得ております。

やはり各地区での講習を進めるためには認定を受ける必要がございます。協会としてきちっとしたライセンスのもとに行っていますので、職員は現在保健師が1名この資格を取っておりますし、今後も保健師を中心に、できればコミュニティーセンターの主事さんなんかにかもしていただけたらなという要望も担当課としては思っておりますので、今後進めていきたいと思っています。

○楠委員 次に、137ページ、放課後児童健全育成事業で、この運営委託料、これは子供たちが何年生まで面倒を見てもらうんですかね。

○三鬼福祉保健課長 尾鷲民生事業協会に委託しているわんぱくクラブでは、現在尾鷲小学校の空き教室2部屋で安全にできる範囲として、50名程度までが限度ですので、1、2年生でほぼ埋まっていますので、尾鷲小学校では2年生までを預かっています。

NPO法人あいあいが運営しているくれよんでは、発達支援の必要な子供さんにつきましては高学年まで預かっていただいておりますので、原則1、2年生、3年

生ぐらいまでと、そういう障害のあるお子様については最大6年生まで預かっているのが現状です。

○楠委員　この学童保育は1、2年じゃなくて今後3年生ぐらいまで、養護しなきゃいけない子供たちを除いた児童はやっぱり3年生ぐらいまで面倒を見てあげたらどうなのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○三鬼福祉保健課長　低学年という定義ですので、3年生まで入るとというのが正しいと思います。尾鷲小学校でも以前は3年生まで預かっていたのですが、希望者が増加して結果的に1、2年生でいっぱいとなっている状況で、現場としても3年生まで預かっていただくような希望は伝わっているんですけど、教室の広さから安全を考慮すると3年生がちょっと預かれないという現状があります。

○楠委員　そのところをこれからいろいろ方策も考えて、分散型にするとちょっと工夫してもらえばいいんじゃないかと。ということで提案です。

次に、139ページ、保育所事業で補助金、認可保育園に対する特別助成金って何が特別なのかってちょっと教えてもらえますか。

○三鬼福祉保健課長　この要綱に基づく主な内容としましては、主任保育士を配置することによって保育の質を上げることに對する補助金でございます。基本額の2分の1相当を補助するという要綱になっております。

○楠委員　159ページ、歯科保健事業があるんですけど、歯科保健事業委託料73万1,000円ですか。これは高齢者の口腔とかそういうところも入っているんですか。

○三鬼福祉保健課長　40歳以上の方に年齢を定めまして案内を送りまして、やはり口腔ケアが非常に大事になってきます。特に介護予防も含めて口腔ケアの習慣が非常に大事ですので、それを促すためのきっかけづくりとしてさせていただいています。

○楠委員　確かに高齢者の口腔ケアというのは大切に、病気を防ぐためにはこれから特に大切だと色々な報道もされていますので、今後この辺も財源の厳しい中取り組んでもらえればというふうに思います。

以上です。

○野田副委員長　最後をお願いします。聖光園の指定管理料の補正が出ていたけれども、この点については先ほど50名保有というんですか。保有と言いはおかしい。入られる方のうち尾鷲市が37名の分について補正したと。補正の1,318万7,000円の減額というのはどういうことかということです。まず。

○三鬼福祉保健課長 当初予算では50人の定員中尾鷲市民が37名入る前提で予算どりをさせていただきましたが、実績として37名に満たない形で、例えば紀北町からの入所者の方とか、想定している37名に満たなかったのも、その差額分を減額させていただいたのが補正予算のほうでございます。

当初予算でも37名計上している理由としては、やはり地域のバランスも考えて最大37名平均ぐらいがあったときが近年ありますので、それを前提に上げているのと、最近は介護度が上がってきて、養護老人ホームですので、介護がない方が基本なんですけど、入所して年数が上がってくると少しずつ介護が1か2になってくる人がいますので、そういう方があると加算額がついて金額もふえてきますので、それで37名分もことは計上しております。

○野田副委員長 今回予算が9,423万1,000円ということで、前年度の9,241万2,000円に比べるとこの29年度の実績は補正が引かれて8,000万ぐらいになるのかなと思うんですけども、大体委託料の計上の仕方というのはこのような形でやられていますか。

○三鬼福祉保健課長 人数と単価に基づくもので、先ほど申しあげました介護度が上がると加算額がかさみますので、それも想定して計上してございます。

○野田副委員長 あと福祉センターの指定管理料と先ほど楠委員が言っていました社会福祉協議会の運営助成金なんですけれども、この点については今回予算計上がマイナスの部分になっていて、非常に市の管轄下という言い方はおかしいですけども、いろいろ頑張ってくれたのかなと思うんですよ。福祉協議会のほうも。その点はどのようにお考えですか。

○三鬼福祉保健課長 やはり社会福祉協議会もいろんな形で委託事業がふえている中、人件費についてもいろいろ御協力いただきました点もありますし、施設の運営につきましても消耗品等の削減努力も含めて、その結果減額させていただいた次第でございます。

○野田副委員長 あと紀北広域連合の分担金が毎年というか、4億7,708万6,000円という形で予算計上されていて、前年度に比べて約1,700万ふえています。この分担金という部分については紀北町と尾鷲市との関係で分担金はされるわけですけども、そういう分のパイというか、大きさをちょっと縮小するような方策というのは何か議論されていますか。

○三鬼福祉保健課長 本年度3年に一度の介護保険事業計画策定委員会というのが先日もございました。これは介護保険料を決めるのが主な目的ですけども、そ

これは全体の介護保険の業務量ですね。どれだけサービスが要るのかというのを決めて、それを住んでいる方の保険料で賄うと。国の分担金、県や市の負担金もあるんですけど、そういう事業計画につきましては紀北広域連合のほうで全体の介護保険の量を決めております。

それに基づいて市町負担金もおのずと決まってくる性格もございまして、それにつきましてもやはり広域連合ですので、議会も通じてそういう意見もございまして、やはり介護保険料の増加を抑制するということ自体、サービス料を抑制するということ、地域包括ケアを進めて初めてサービス料が減ってくるという現状もございまして、その辺については私たちが努力していきたいと思っています。

○野田副委員長 補正の43ページのところを書いてありましたが、ちょっと教えていただきたいんです。予防接種事業の委託料が200万の減額と、あと母子保健健診委託料が200万、同じ金額が減額になっているんですけども、実績見込みによる想定がちょっと違っていたということになるんだろうけれども、これの計算というのはどのようにされるんですか。

○三鬼福祉保健課長 予防接種につきましては流行もございまして、例えば国の指導によって接種をちょっと控えている部分もございまして、予防接種につきましては高齢者肺炎球菌ワクチンなど、今テレビ等で広告してもらって関心が高まっているものもございまして、例えばインフルエンザですね。インフルエンザにつきましてもことしははやったということもあって関心は高まっていますけれども、やはり全体的に見ると当初要求した接種率に満たない部分も多々ありますので、それに伴って減ってきたのが予防接種の減額でございます。

もう一点の妊婦健診委託料の200万円の減は、妊婦の数に対して最大14回妊婦健診を受けられる金額を想定しておりますが、中には途中から転入されてきた方で14回受けられない方、出産の時期が早まって回数が減っている方もございまして、そういう積み重ねで200万円の減額となりました。

○奥田委員 ちょっとお願いなんですけど、課長、お願いばかりして申しわけないけど、今回介護保険料が3年に一度の見直しがあるんですよ。広域連合に出ている議員さんはわかるんですけども、僕らは出ていないんですわ。そうやもんで僕ぼうぼうやもんでね、今。そういうのがわからんのさな。

それは勉強したらいいという話になるんやろうと思うけれども、やっぱりその辺のところをかいつまんでポイントだけでもいいもんで、委員会なり全協なりで報告してもらえるとありがたいんさな。そうやもんでさっきも野田副委員長のようない

見も出るんやと思うんやけれども、ぜひそういうのをお願いできんかな。お願いしますわ。

○三鬼福祉保健課長　やはり広域連合での提案、議論が先になりますので、その後連合の許可を得てしかるべき時期にお伝えすることは可能のようには思いますので、検討をするように働きかけてみたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければこれで福祉保健課に係る議案第14号、議案第20号の審査を終了いたします。どうも御苦労さまでした。

委員の皆さん、長時間ありがとうございました。またあした、よろしく願いをいたします。

（午後 4時44分 閉会）